

平成三十年環境省令第十二号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づき特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第七号）の施行に伴い、並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づき特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令を次のように定める。

（用語の定義）

第一条 この省令において使用する用語は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（理事会決定に基づき我が国が規制を行う必要がない物）

第二条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項の環境省令で定める物は、我が国から経済協力開発機構の我が国以外の加盟国に輸出され、又は我が国に経済協力開発機構の我が国以外の加盟国から輸入されるものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書I・Vに掲げる処分作業として別表第一の二の項中欄に掲げる処分作業を行うためのものであって、別表第二中欄に掲げるもの

二 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事會決定第I章D（1）（c）に基づく分析試験（第四条第二項において単に「分析試験」という。）を行うためのものであって、その重量が二十五キログラム以下のもの（ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を五十ppm（百万分率）以上含むものを除く。）

（特定有害廃棄物等の範囲）

第三条 法第二条第一号イの環境省令で定める物のうち輸出に係るものは、別表第三中欄

に掲げる物のいずれにも該当しないものであって、かつ、別表第四中欄、別表第五上欄若しくは別表第六上欄に掲げる物のいずれかに該当するもの又はそのいずれかを含むもの（法第二条第一項第一号本文の政令に定めるものを除く。）とする。

第四条 法第二条第一号イの環境省令で定める物のうち輸入に係るものは、別表第三中欄に掲げる物のいずれにも該当しないものであって、かつ、別表第四中欄、別表第五上欄若しくは別表第六上欄に掲げる物のいずれかに該当するもの又はそのいずれかを含むもの（法第二条第一項第一号本文の政令に定めるもの及び経済協力開発機構の我が国以外の加盟国以外の国から我が国に輸入されるものであって、第二条第一号又は第二号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

第五条 法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区（以下この条において「香港」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされているモニター（第三条に掲げる物を除く。）であって、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。

第六条 法第四条第三項の環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置とする。

- 一 輸出に係る特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものを除く。）の処分（処分のための運搬及びこれに伴う保管を含む。以下同じ。）を行う場合 次に掲げる要件に適合する措置
- イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおととする者が、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を的確に行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定による罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

(3) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。

(4) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うに当たり、輸出の相手国において必要な許可等を受けていること。

(5) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者でないこと。

輸出に係る特定有害廃棄物等の処分が、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 輸出に係る特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出しないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられていること。
- (3) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、当該特定有害廃棄物等の量に対して十分な処分能力を有すること。

(4) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さが、我が国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法により処分されることが確実にであると認められること。

(5) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行う施設において、人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から我が国において必要となる設備が設けられていること。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、輸出に係る特定有害廃棄物等が、我が国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準

並びに条約第四条二（e）に基づき決定された基準を下回らない方法により処分されることが確実にであると認められること。

(7) その他条約的確かかつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

二 輸出に係る特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものに限る。）の処分を行う場合 次に掲げる要件に適合する措置

イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおととする者が、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令に関する罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

(2) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。

輸出に係る特定有害廃棄物等の処分が、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 当該輸出の目的が、条約附属書I・Vに掲げる処分作業として別表第一に掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであること。
- (2) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験が、特定有害廃棄物等及びその他の廃棄物の発生を最小限度にするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処分の体制の開発に資するものであると認められること。

(3) 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が、分析試験に必要な最小限度のものであること。

(4) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験に伴い生じる残さが、輸出の相手国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準を下回ら

ない方法により処分されることが確実にあると認められること。

(5) その他条約の確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

（環境大臣の確認書類）

第七條 法第四條第三項の規定により環境大臣が確認を行うための書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- 一 特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものを除く。）の輸出を行う場合
イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする者が前条第一号イ（2）及び（3）に掲げる基準に適合することを誓約する書面
ロ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする者が個人である場合には、資産に関する調査
ニ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする施設の処分能力及び直前三年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
ホ 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
ヘ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする施設の概要に関する書類
ト 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
チ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
リ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行うおうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
又 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

ル 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

ヲ 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
ワ その他条約の確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
カ その他必要な書類

二 特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものに限定。）の輸出を行う場合
イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うおうとする者が前条第二号イ（1）及び（2）に掲げる基準に適合することを誓約する書面

ロ 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
ハ 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ニ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
ホ その他条約の確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ヘ その他必要な書類

第八條 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。次条において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合等は、様式第一による届出書により、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号。以下「施行規則」という。）第八條第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。

第九條 輸入移動書類の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第二による届出書により、環境大臣に届け出なければならない。

（再生利用等目的輸入事業者等に係る届出）
第十條 再生利用等目的輸入事業者等（当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。次条において同じ。）は、法第十六条において読み替えて準用する法第十二条第一項第一号に該当する場合には、毎年二月二十八日までに、その前年における当該認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関する、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等事業者ごとに施行規則第三十條第一項に定める様式第二十一による届出書により、施行規則第八條第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。

第十一條 再生利用等目的輸入事業者等は、法第十六条において読み替えて準用する法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第二による届出書により、環境大臣に届け出なければならない。
（権限の委任）
第十二條 法第二十三條第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第七條に規定する権限
二 法第十二條（第十六條の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限
三 法第十五條に規定する権限
四 法第十八條に規定する権限
五 法第十九條第一項及び第二項に規定する権限
六 令第十條から第十二條までに規定する権限
七 施行規則第二十六條に規定する権限
八 施行規則第二十八條第二項に規定する権限

附則（施行期日）
一 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。
（関係省令の廃止）
二 次に掲げる省令は、廃止する。
一 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事

会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成十三年環境省令第四十一号）
二 輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令（平成十四年環境省令第九号）
三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二十条第二項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十三号）

附則（平成三〇年九月二七日環境省令第一九号）抄
（施行期日）
一 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。
附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和二年一〇月一日環境省令第二四号）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二四日環境省令第三〇号）
（施行期日）
一 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
二 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一
一 条約附属書I V Aに掲げる処分作業に該当するもの
一 地中又は地上への投棄 D一
二 土壌処理 D二
三 地中の深部への注入 D三
四 表面貯留 D四
五 特別に設計された処分場における埋立 D五
六 海洋を除く水域への放出 D六
七 海洋への放出（海底下への挿入を含む。） D七
八 生物学的処理（この表において他に規定されているものを除く。）であつて、その結果生ずる最終的な化合物又

別表第一
一 条約附属書I V Aに掲げる処分作業に該当するもの
一 地中又は地上への投棄 D一
二 土壌処理 D二
三 地中の深部への注入 D三
四 表面貯留 D四
五 特別に設計された処分場における埋立 D五
六 海洋を除く水域への放出 D六
七 海洋への放出（海底下への挿入を含む。） D七
八 生物学的処理（この表において他に規定されているものを除く。）であつて、その結果生ずる最終的な化合物又

九	は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの 物理化学的処理（この表において他D九に規定されているものを除く。）であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの	D九
十	陸上における焼却	D
十一	海洋における焼却	D
十二	永久保管	D
十三	第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げるいずれかの作業三に先立つ調査又は混合	D
十四	第一号から第十三号まで又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つ二五五包	D
十五	第一号から第十四号までに掲げるいづれかの作業が行われるまでの間の五保管	D
二	二条約附属書I V Bに掲げる再生利用に該当するもの	
一	燃料としての利用（直接焼却を除く。）その他のエネルギーを発生させるための手段としての利用	R一
二	溶剤の回収利用又は再生	R二
三	溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用	R三
四	金属又は金属化合物の再生利用又は回収利用	R四
五	無機物（前号に掲げる物を除く。）の再生利用又は回収利用	R五
六	酸又は塩基の再生	R六
七	汚染の除去のために使用した成分の回収	R七
八	触媒からの成分の回収	R八
九	使用済みの油の精製又はその他の再利用	R九
十	農業又は生態系の改良のための土壌処理	R
十一	第一号から第十号までに掲げるいづれかの作業から得られた残滓の利用	R

二	第一号から第十一号までに掲げるいづれかの作業に提供するための廃棄物二の交換 第一号から第十二号までに掲げるいづれかの作業のための物の集積	R一 R一
備考	下欄に掲げる符号は、条約附属書I Vの番号である。	
別表第二	一 貴金属又は銅の高度製錬に伴い生ずるスラグであつて金属を含むもの 二 金属を含む物であつて次に掲げる物 一 金属のみから成る電気部品 二 プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であつて卑金属又は貴金属の回収に適したもの 三 解体される船舶又は海上浮体構造物（貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。） 四 使用済みの流動触媒（液体であるものを除く。） 三 グラスファイバー 四 成形後焼成されている陶磁器のくず（セラミック製の容器を含む） 五 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物 一 燃え殻又はスラグタップから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。） 二 石炭火力発電所から生ずる飛灰 六 塩化ビニルの重合体のくず 七 なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であつて次に掲げる物 一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず 二 馬毛のくず	GB〇〇四〇 GC〇〇一〇 GC〇〇二〇 GC〇〇三〇 GC〇〇五〇 GE〇〇二〇 GF〇〇一〇 GG〇〇三〇 GG〇〇四〇 GH〇〇一三 GN〇〇一〇 GN〇〇二〇

備考	一 三の項又は四の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。 二 各項の下欄に掲げる符号は、理事会決定附属書3の番号である。 三 この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書I I Iに掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。	
別表第三	一 金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であつて次に掲げる物 一 次に掲げる金属のくず（金属状であつて飛散性を有しないものに限る。） イ 貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）のくず ロ 鉄（合金であるものを含む。）のくず ハ 銅（合金であるものを含む。）のくず ニ ニッケル（合金であるものを含む。）のくず ホ アルミニウム（合金であるものを含む。）のくず ヘ 亜鉛（合金であるものを含む。）のくず ト ず（合金であるものを含む。）のくず	〇一〇一

チ タングステン（合金であるものを含む。）のくず リ モリブデン（合金であるものを含む。）のくず ヌ タンタル（合金であるものを含む。）のくず ル マグネシウム（合金であるものを含む。）のくず ヲ コバルト（合金であるものを含む。）のくず ワ ビスマス（合金であるものを含む。）のくず カ チタン（合金であるものを含む。）のくず ヨ ジルコニウム（合金であるものを含む。）のくず タ マンガン（合金であるものを含む。）のくず レ ゲルマニウム（合金であるものを含む。）のくず ソ バナジウム（合金であるものを含む。）のくず ツ ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム（いずれかの合金であるものを含む。）のくず ネ トリウム（合金であるものを含む。）のくず ナ 希土類金属（合金であるものを含む。）のくず ラ クロム（合金であるものを含む。）のくず 二 次に掲げる金属のくずであつて清浄なもの（薄板、板、角材、棒その他塊状のもの）であつて、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。） イ アンチモン（合金であるものを含む。）のくず ロ ベリリウム（合金であるものを含む。）のくず ハ カドミウム（合金であるものを含む。）のくず ニ 鉛（合金であるものを含む。）のくず（別表第四の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	〇二〇〇
---	------

ホ セレン（合金であるものを含む。）のくず
 ヘ テルル（合金であるものを含む。）のくず
 三 耐火性金属（残滓であるものを含む。）のくず

四 モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ若しくはレニウム又はこれらの合金で、飛散性を有するもの（別表第四の一の項第五号に掲げる物を除く。）

五 発電に用いられる部品のくず（別表第六第二十五号に掲げる物（PCB又はポリ塩化テルフェニル（以下「PCFT」という。）に係るものに限る。）に該当せず、かつ、潤滑油（別表第五第八号又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）を含まないものに限る。）

六 非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

七 金属セレン又は金属テルルのくず（粉末状のものを含む。）

八 銅又は銅合金であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

九 亜鉛を含む灰又は残滓（亜鉛合金の残滓を含む。）であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の五の項中欄八に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）

十 分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一

一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）
 一も 金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げる物

イ ハードジunktスペルター
 ロ 亜鉛を含むドロスであって次に掲げる物
 (1) 厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の上部に生ずるドロス（亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。）

(2) 厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の下部に生ずるドロス（亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。）

(3) 亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス（亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。）

(4) 厚板の溶融亜鉛めっきに伴い生ずるドロス（バッチ操作に伴い生ずるものであって、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。）

(5) 亜鉛のスキミング
 ハ アルミニウムのスキミング（ソルトスラグを除く。）

ニ 銅の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの（別表第六第六号、第八号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）

ホ 銅の精錬に用いられる耐火性のライニング（るつぽを含む。）

ヘ 貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの
 ト タンタル又はその化合物を含むスラグ（すずの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）

十二 電気部品又は電子部品であって次に掲げる物

イ 金属のみから成る電子部品
 ロ プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）
 (1) 別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（PCBを含むものに限る。）を構成部品として含まない物

(2) 別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物
 ハ プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含む、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予定されたもの

十三 プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケール廃棄物（別表第四の一の項第十九号に含まれるもの又は別表第一の一の項の作業若しくは処分作業のいずれかの段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二第一号若しくは第二号に規定する方法以外の熱処理を伴う処分作業が予定されているものを除く。）

十四 使用済みの触媒であって次に掲げる物（液状のものを除く。）

イ 遷移金属の触媒であって次のいずれかを含むもの（別表第四の一の項第十四号に掲げる物を除く。）
 (1) スカンジウム
 (2) チタン
 (3) バナジウム
 (4) クロム

(5) マンガン
 (6) 鉄
 (7) コバルト
 (8) ニッケル
 (9) 銅
 (10) 亜鉛
 (11) イットリウム
 (12) ジルコニウム
 (13) ニオブ
 (14) モリブデン
 (15) ハフニウム
 (16) タンタル
 (17) タングステン
 (18) レニウム

十五 希土類金属の触媒であって次のいずれかを含むもの
 (1) ランタン
 (2) セリウム
 (3) プラセオジウム
 (4) ネオジウム
 (5) サマリウム
 (6) ユーロピウム
 (7) ガドリニウム
 (8) テルビウム
 (9) ジスプロシウム
 (10) ホルミウム
 (11) エルビウム
 (12) ツリウム
 (13) イッテルビウム
 (14) ルテチウム

貴金属を含む使用済みの触媒であって清浄なもの

○ 三 一 一 B

○ 〇 一 一 B

○ 〇 一 一 B

十六	貴金属を含む固形状の残滓（別表第六第十五号に掲げる物に該当しないものに限る。）	〇一
十七	飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）であつて、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの	〇四
十八	プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。）	〇一
十九	写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰	〇六
二十	ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム	〇七
二十一	ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印刷紙	〇八
二十二	鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ	〇九
二十三	鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ（二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。）	〇一〇
二十四	亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであつて、主として建設用に加工されたものに限る。）	〇一一

二十五	鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール	〇一二
二十六	酸化銅のミルスケール	〇一三
二十七	廃自動車（液状の物を除去したものに限り。）	〇一四
二十八	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物	〇一五
二十九	一 採掘作業に伴い生ずる物であつて次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）	〇一六
三十	二 天然黒鉛	〇一七
三十一	三 粘板岩（粗削りしてあるか否か又はのこざりてひくことその他の方法により切断しているか否かを問わない。）	〇一八
三十二	四 雲母	〇一九
三十三	五 白榴石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト	〇二〇
三十四	六 ホ 長石	〇二一
三十五	七 ほとたる石	〇二二
三十六	八 固形状の珪素（鑄造操作で用いられるものを除く。）	〇二三
三十七	九 カレットその他のガラスのくず（プラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。）	〇二四
三十八	十 セラミックのくずであつて次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）	〇二五
三十九	十一 イ サーマットのくず	〇二六
四十	十二 ロ セラミックファイバー（この表又は別表第四に掲げる物を除く。）	〇二七

四十一	四 前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であつて次に掲げる物	〇二八
四十二	一 排煙脱硫石膏（精製されたものに限る。）	〇二九
四十三	二 石膏ボード（工作物の除去に伴い生ずるものに限る。）	〇三〇
四十四	三 銅の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであつて、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。）	〇三一
四十五	四 固形状の硫黄	〇三二
四十六	五 ホ カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰（水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。）	〇三三
四十七	六 塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム	〇三四
四十八	七 炭化珪素	〇三五
四十九	八 チ コンクリート	〇三六
五十	九 リ リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず	〇三七
五十一	十 石炭火力発電所から生ずる飛灰であつて、別表第六に掲げる物のいづれにも該当しないもの	〇三八
五十二	十一 六 飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭	〇三九
五十三	十二 七 泥状のふっ化カルシウム	〇四〇
五十四	十三 八 化学工業の反応の過程から生ずる石膏（別表第四に掲げる物を除く。）	〇四一
五十五	十四 九 石油コークス又はピッチューメンから成る陽極端であつて、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、かつ、再生利用するために清浄にされたもの（塩化アルカリ電解又は冶金工業において使用されたものを除く。）	〇四二
五十六	十五 十 アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓（ガスの浄化、凝集又はろ過の過程において使用されたものを除く。）	〇四三
五十七	十六 十一 赤泥（ボーキサイトの残滓であつて、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。）	〇四四
五十八	十七 十二 水素イオン濃度指数が二・〇を超え十一・五未満の液体（別表第五若しくは別表第六に掲げる物のいづれにも該当しないもの又は別表第七の八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）	〇四五
五十九	十八 十三 道路の建設又は維持から生ずるタールを含まない歴青物	〇四六
六十	十九 三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物	〇四七
六十一	二十 一 次に掲げるプラスチックのくず	〇四八
六十二	二十一 イ 次に掲げるプラスチックのくずであつて、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調整されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの	〇四九
六十三	二十二 (1) 主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず	〇五〇
六十四	(i) ポリエチレン（別名PE）のくず	〇五一
六十五	(ii) ポリプロピレン（別名PP）のくず	〇五二

- (iii) ポリスチレン（別名PS）のくず
- (iv) アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ABS）のくず
- (v) ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず
- (vi) ポリカーボネート（別名PC）のくず
- (vii) ポリエーテルのくず
- (viii) (i) から (vi) までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限り）のくず
- (2) 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限り）のみから成るプラスチックのくず
 - (i) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
 - (ii) フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず
 - (iii) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
 - (iv) エポキシ樹脂のくず
 - (v) アルキド樹脂のくず
 - (vi) (i) から (v) までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限り）のくず
- (3) 主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限り）
 - (i) パーフルオロエチレンープロピレン（別名FEP）のくず
 - (ii) パーフルオロアルコキシアルカンのくず（テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル（別名PFA）及びテトラフルオロエチレンーパーフルオ

- ロメチルビニルエーテル（別名MFA）を含む。）
 - (iii) ふっ化ポリビニル（別名PVF）のくず
 - (iv) ふっ化ポリビニリデン（別名PVDF）のくず
 - ロ ポリエチレン（別名PE）、ポリプロピレン（別名PP）又はポリエチレンテレフタレート（別名PET）のみから成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限り）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの
 - 紙、板紙又は紙製品であって次に掲げる物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限り）
 - イ さらしていない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙
 - ロ 紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。）
 - ハ 主として機械パルプから製造した紙又は板紙
 - ニ イからハまでに掲げる物以外の物（ラミネート板紙又は分別されていないものを含む。）
 - 三 液体のための混合包装の前処理から生ずる次に掲げる物であって、条約附属書IIIの特性を示すのに十分な濃度で別表第五又は別表第六に掲げる物を含有しないもの
 - イ 分離することができない少量のプラスチック
 - ロ 分離することができない少量のプラスチック及びアルミニウムが混合した物
 - 四 ラミネート加工された接着性ラベルの製造に伴い生ずる物であって、ラベルの製造に使用される原材料を含有するもの
- 七二〇 B

- 五 次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）
 - イ 絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物
 - (1) カード又はコムしていない物
 - (2) (1) に掲げる物以外の物
 - ロ 羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含み、反毛した繊維を除く。）であって次に掲げる物
 - (1) 羊毛又は織獣毛のノイル
 - (2) 羊毛又は織獣毛のくず
 - ハ 粗獣毛のくず
 - (1) 綿のくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物
 - (2) 糸くず
 - (3) 反毛した繊維
 - ニ 亜麻のトウ又はくず
 - ホ 大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
 - ヘ ジュートその他の紡織用獣皮繊維（亜麻、大麻又はラミーを除く。）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
 - ト サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
 - チ ココヤシのトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
 - リ アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
 - ヌ ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）
- 〇三〇 B

- 六 人造繊維のくず（ノイル、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物
 - (1) 合成繊維製の物
 - (2) 再生繊維又は半合成繊維製の物
 - ヲ 中古の衣類その他の中古の繊維製品のぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限り）であって次に掲げる物
 - (1) 分別された物
 - (2) (1) に掲げる物以外の物
 - 六 カーペット
 - 七 ゴムのくずであって次に掲げる物（ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。）
 - (1) 硬質ゴムのくず
 - (2) (1) に掲げる物以外の物（他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）
 - 八 天然のコルク又は木材のくずであって次に掲げる物
 - イ 木材のくず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。）
 - ロ 破碎し、粒にし、又は粉碎したコルクのくず
 - 九 食品工業において生ずる物であって次に掲げる物（病毒を移しやすい物質を含むものを除く。）
 - イ ぶどう酒かす
 - ロ 飼料の用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺
- 〇六〇 B

十四	いもの又は別表第六第三号に掲げる物の革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	〇〇
十三	革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他の薬剤（以下「駆除剤」という。）を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	〇〇
十二	ゴムの切片又はくず	〇三
十一	次に掲げる物 イ 人髪のくず ロ わらくず ハ ペニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であつて、飼料の用に供するもの（滅菌されたものに限る。） ホ カカオ豆の殻、皮その他のくず ト イからへまでに掲げる物以外の動物性又は植物性の食用油脂であつて、条約附属書I-I-Iの特性を有しないもの	〇七〇三B五六〇三B

十五	獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	〇一
十六	食品着色料から成る物	〇三
十七	過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル（別表第六第二十一号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	〇二
十八	空気タイヤ（別表第一の一の項に掲げる処分作業が予定されたものを除く。）	〇四
十九	無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物 一 主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ若しくは硬化ワニスから成る物であつて、駆除剤を含まないもの又は別表第六第一号から第十三号まで、第二十二号若しくは第二十三号に掲げる物のいずれにも該当しないもの 二 樹脂、ラテックス、可塑性、糊又は接着剤（以下「樹脂等」という。）の製造、調査又は使用に伴い生ずる物であつて、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの 三 使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含むものに限る。）	〇三〇四
備考	この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当することとなつた物を含むものとする。	
2	下欄に掲げる符号は、条約附属書I-Xの番号である。	

別表第四	一 金属又は金属を含む物であつて次に掲げる物 一 次のいずれかの金属から成る物 イ アンチモン（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号イに掲げる物を除く。） ロ 砒素（合金であるものを含む。） ハ ベリリウム（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ロに掲げる物を除く。） ニ カドミウム（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ハに掲げる物を除く。） ホ 鉛（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ニに掲げる物を除く。） ヘ 水銀（合金であるものを含む。） ト セレン（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ホ又は同項第七号に掲げる物を除く。） チ テルル（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ヘ又は同項第七号に掲げる物を除く。） リ タリウム（合金であるものを含む。）	〇一〇一A
	二 次のいずれかを含む物（塊状の金属であるものを除く。） イ アンチモン又はアンチモン化合物 ロ ベリリウム又はベリリウム化合物 ハ カドミウム又はカドミウム化合物 ニ 鉛又は鉛化合物 ホ セレン又はセレン化合物（別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。） ヘ テルル又はテルル化合物（別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。）	〇二〇一A

三	次のいずれかを含む物 イ 砒素又は砒素化合物 ロ 水銀又は水銀化合物 ハ タリウム又はタリウム化合物 次のいずれかを含む物	〇三〇一A
四	次のいずれかを含む物 イ 砒素又は砒素化合物 ロ 水銀又は水銀化合物 ハ タリウム又はタリウム化合物 次のいずれかを含む物	〇四〇一A
五	金属カルボニル 六 価クロム化合物 めつき汚泥	〇五〇一A
六	金属の酸洗いに伴い生ずる液体	〇六〇一A
七	亜鉛精錬の過程から生ずる浸出液又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥	〇七〇一A
八	別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない亜鉛の残滓であつて、別表第六第八号又は第十三号に掲げる物のいずれかに該当するもの	〇八〇一A
九	絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰	〇九〇一A
十	銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓	〇〇〇一A

<p>十一 銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液</p>	<p>十二 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）</p>	<p>十三 溶解した銅を含む使用済みのエッチング溶液</p>	<p>十四 塩化第二銅又はシアン化銅触媒</p>	<p>十五 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）</p>	<p>十六 鉛蓄電池又は無停電電源装置（破砕されているか否かを問わない。）</p>	<p>十七 分別されていない電池（別表第三の一の項第十号に掲げる電池のみの混合物を除く。）又は、同号に掲げる物のいずれにも該当しない電池であって別表第七第六に掲げる物のいずれかに該当するもの</p>	<p>十八 電気部品又は電子部品のくずであつて次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）</p>	<p>イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（PCBを含む</p>	<p>○ 八 一 A</p>
<p>むものに限る。）を構成部品として含む物 ロ 別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの ハ ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） ニ 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫 ホ 電気洗濯機又は衣類乾燥機 ヘ テレビジョン受信機のうち、次に掲げる物 (1) プラズマ式のもの又は液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） (2) ブラウン管式のもの ト 電動ミシン チ 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 リ 電子式卓上計算機その他の事務用電気機器器具 ヌ ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機器器具 ル 電動式吸入器その他の医療用電気機器器具 ラ ファイルカメラ ワ 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機器器具 カ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機器器具（二に掲げる物を除く。） ヨ 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機器器具（ハに掲げる物を除く。） タ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機器器具（ホに掲げる物を除く。） レ 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機器器具 ソ ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機器器具 ツ 電気マツサージ器</p>									
<p>ネ ランニングマシンその他の運動用電気機器器具 ナ 電気芝刈機その他の園芸用電気機器器具 ラ 蛍光灯器具その他の電気照明器具 ム 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機器器具 ウ 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機器器具 ン ラジオ受信機又はテレビジョン受信機（へに掲げる物を除く。） ノ デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機器器具 オ デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機器器具 ク パーソナルコンピュータ ヤ プリンターその他の印刷用電気機器器具 マ ディスプレイその他の表示用電気機器器具 ケ 電子書籍端末 フ 電子時計又は電気時計 コ 電子楽器又は電気楽器 エ ゲーム機その他の電子玩具又は電動式玩具 テ 給湯器 ア 配電盤 十九 付属書I-IIの特性を有する程度に、 コールタール、五十ppm以上のPC-B、鉛、カドミウムその他の有機ハロゲン化合物その他別表第五若しくは別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され、又は絶縁された金属ケーブル</p>									
<p>二 液状又は泥状の無機ふっ素化合物A（別表第三の二の項第七号に掲げる物を除く。） 三 触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。） 四 化学工業の反応の過程から生ずる石膏であつて、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの 五 石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。） 六 石炭火力発電所から生ずる飛灰であつて、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの 三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 一 石油コークス又はビチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物 二 当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置）を有するものに限る。 三 鉛アンチノック剤を含む物 四 熱交換用媒体として使用された液体</p>									

五	樹脂等の製造、調査又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第二号に掲げる物を除く。）	三〇四
六	ニトロセルロース	三〇五
七	液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物（クロロフェノールを含む。）	三〇六
八	エーテル類（別表第三の三の項第七号に掲げる物を除く。）	三〇七
九	革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	三〇八
十	革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	三〇九
十一	獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物に該当するものに限る。）	三〇一〇
十二	シュレッダーダスト	三〇一一
十三	有機燐化合物	三〇一二

十四	有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）	三〇一三
十五	ハロゲン化された有機溶剤	三〇一四
十六	有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓	三〇一五
十七	ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物	三〇一六
十八	PCB、PCT、ポリ塩化ナフタレン（別名PCN）又はポリ臭化ビフェニル（以下「PB」という。）若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五ppm以上含む物	三〇一七
十九	有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓（アスファルトセメントを除く。）	三〇一八
二十	道路の建設又は維持から生ずるタールを含む歴史物	三〇一九
二十一	別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物	三〇二〇
四	無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物	三〇二一

一	医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物（別表第三の三の項第十一号ハに掲げる物を除く。）	三〇二二
二	医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。）	三〇二三
三	駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（以下「植物用薬剤」という。）の製造、調剤若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であつて、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの	三〇二四
四	木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤（以下「木材保存用薬剤」という。）の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物	三〇二五
五	次に掲げる物	三〇二六
イ	無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	三〇二七
ロ	有機シアン化合物を含む物	三〇二八
六	油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁液	三〇二九
七	インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス（以下「インキ等」という。）の製造、調査又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第一号に掲げる物を除く。）	三〇三〇
八	爆発性を有する物（別表第三に掲げる物又は火薬類取締法（昭和二十五年	三〇三一

九	法律第四百十九号）第二条に該当するものを除く。）	三〇三二
十	酸性又は塩基性の液体（別表第三の二の項第十二号に掲げる物を除く。）	三〇三三
十一	ばい煙処理施設から生ずる物（別表第三の二の項第四号イに掲げる物を除く。）	三〇三四
十二	次のいずれかを含む物	三〇三五
イ	ポリ塩化ジベンゾフラン類	三〇三六
ロ	ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	三〇三七
十三	過酸化物を含む物	三〇三八
十四	包装又は容器（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	三〇三九
十五	化学薬品（不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されていないものに限る。）を含む物（別表第一五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	三〇四〇
十六	研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であつて、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	三〇四一
十六	使用済みの活性炭（別表第三の二の項第六号に掲げる物を除く。）	三〇四二

備考

五 亜鉛化合物を含む物であつて次に掲げる物

イ 亜ジチオン酸亜鉛、亜砒酸亜鉛、塩化亜鉛、シアン化亜鉛又は砒酸亜鉛を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪ふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、シユウ酸亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアン酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物

ハ イ又はロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物

イ 砒素元素を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（砒素に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

七 セレン又はセレン化合物を含む物であつて次に掲げる物

イ セレン元素を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（セレンに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

ハ カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であつて次に掲げる物

イ カドミウム元素を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（カドミウムに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

九 アンチモン元素を○・一重量パーセント以上含む物

十 テルル元素を○・一重量パーセント以上含む物

十一 水銀又は水銀化合物を含む物であつて次に掲げる物

イ 水銀元素を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物又は水銀若しくはその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（水銀、アルキル水銀そ

十二 タリウム元素を○・一重量パーセント以上含む物

十三 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げる物

イ 鉛元素を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十四 珪ふっ化水素酸、五ふっ化臭素、三ふっ化臭素、三ふっ化ほう素二水和物、二ふっ化カリウム、二ふっ化燐酸、ふっ化アンモニウム、ふっ化カリウム、ふっ化クロム、ふっ化水素酸、ふっ化水素アンモニウム、ふっ化水素酸、ふっ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロ燐酸、ヘキサフルオロ燐酸又はほうふっ化水素酸を○・一重量パーセント以上含む物

他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に適合しない物

鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げる物

鉛元素を○・一重量パーセント以上含む物

別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物

液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

珪ふっ化水素酸、五ふっ化臭素、三ふっ化臭素、三ふっ化ほう素二水和物、二ふっ化カリウム、二ふっ化燐酸、ふっ化アンモニウム、ふっ化カリウム、ふっ化クロム、ふっ化水素酸、ふっ化水素アンモニウム、ふっ化水素酸、ふっ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロ燐酸、ヘキサフルオロ燐酸又はほうふっ化水素酸を○・一重量パーセント以上含む物

十五
 掲げる物
 ハ イ又はロに掲げる無機ふつ素化合物以外の無機ふつ素化合物を含む物であつて次に掲げる物
 無機シアン化合物を含む物であつて次に掲げる物
 イ シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアン化ナトリウム、シアン化鉛又はシアン化ニッケルを○・一重量パーセント以上含む物
 ロ シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルカリウム、シアン化白金バリウム又はシアン化バリウムを一重量パーセント以上含む物
 ハ イ又はロに掲げる無機シアン化合物以外の無機シアン化合物を含む物
 ニ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物
 (1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（シアンに係るものに限る。）に適合しない物
 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（シアン化合物に係るものに限る。）に該当する物

三三 Y

十六
 (1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（シアン化合物に係るものに限る。）に適合しない物
 (2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準（シアン化合物に係るものに限る。）に適合しない物
 水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十三・五を超える物（固形状のものにあつては、当該固形状のものと蒸留水とが重量比一対三になるように混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が一・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。）
 十七
 石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）を含む物
 十八
 有機燐化合物を含む物であつて次に掲げる物
 イ アジンホス―エチル、アジンホス―メチル、アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（炭素数が七から十六までのものに限る）、アルキルジチオ燐酸亜鉛（炭素数が三から十四までのものに限る）、イソキサチオン、イソチオエート、イソデシルジフェニルホスフェート、イソフェンホス、エジフェンホス、エチオン、エチルチオメトン、エトエートメチル、エトプロホス、塩化ジメチルチオホスホリル、エンドチオン、オキシジスルホトン、オキシジメトンメチル、オメトエート、カルボフェノチオン、キナルホス、クマホス、グリホサート、クルホメート、クレジルジフェニルホスフェート、クロトキシホス、クロルチオホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、クロルメホス、サリチオン、ジアリホス、ジエチルニトロベンジルホスホナート、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジオキサチオン、ジクロトホス、ジクロロフェンチオン、ジクロボス、ジクロロメチルホスフィン、ジチオピロリン酸テトラエチル、ジフェニル―二・四・六―トリメチルベンゾイルホスフィン―オキシド、ジメチルエチル

七三 Y 六三 Y 五三 Y

ルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）、エチルパラニトロフェニルチオホスホナート、クロルピリホスホナート、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルヒドロホスファイト、ジメトエート、ジメトン―〇―メチル、ジメトン―S―メチル、ジメホックス、シユラーダン、スルプロホス、ダイアジン、チオナジン、チオメトン、デメフイオン、テメホス、テルブホス、トリ（―アジリジニル）ホスフィンオキサイド、トリアゾホス、トリアミホス、トリエチルホスフェート、トリキシリルホスフェート、トリクロルホス、トリクロロナート、トリス（―アジリジニル）ホスフィンサルファイド、トリス（四―メトキシ―三・五―ジメチルフェニル）ホスフィン、トリチオ燐酸 S・S・S―トリブチルエステル、トリブチルホスフェート、ナレドド、バミドチオン、パラオキソン、パラチオン、ピラジキソン、ピラゾホス、ピリミホスエチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェンカプトン、フェンシルホチオン、フェンチオン、フェンエート、プロトエート、プロバホス、ヘキサメチルホスホルトリアミド、ヘプテノホス、ホサロン、ホスファミド、ホスホラン、ホスホン酸水素ジブチル、ホスホン酸水素ジメチル、ホスホン酸トリエチル、ホスホン酸トリメチル、ホスメット、ホノホス、ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩、ホルモチオン、ホレート、マラチオン、メカルバム、メタミドホス、メチダチオン、メチルトリチオン、メチルパラチオン、メナジン、メビンホス、メホスホラン、モノクロトホス、四燐酸ヘキサエチル、燐酸―水素トリソクチル、燐酸トリアリル、燐酸トリエチル、燐酸トリス（イソプロピルフェニル）、燐酸トリス（二・三―ジプロモプロピル）又は燐酸トリトリルを○・一重量パーセント以上含む物
 IBP、IPSP、アミドチオエート、亜燐酸トリエチル、亜燐酸トリメチル、ESP、エチル―二・四―ジクロロルフェ

ニルチオノベンゼンホスホナート、エトリムホス、塩化ジエチルチオホスホリル、オクチルジフェニルホスフェート、クロルピリホスメチル、シアノホス、ジアルキルジチオ燐酸、ジエチル（一・三―ジチオシクロペンチリデン）―チオホスホルアミド、ジエチルパラジメチルアミノスルホニルチオホスフェート、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェート、ジエチル―四―メチルスルフィニルフェニルチオホスフェート、二・三―ジ（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサジン、ジメチルベンホス、ジメチル―（二―）―メチルベンジルオキシカルボニル）―（一―）メチルエチレン）ホスフェート、ジメトン、ジメトン―O、DMCP、テトラエチルピロホスフェート、テミビンホス、トリオクチルホスフェート、トリス（クロロエチル）ホスフェート、トリス（四―クロロプロピル）ホスフェート、トリスジクロロプロピルホスフェート、トリブチルホスフィン、トリブトキシエチルホスフェート、トリメチルホスフェート、ピアラホス、BEBP、ピペロホス、ピラクロホス、ピリダフェンチオン、フェニルホスホラスチオジクロライド、フェニルホスホン酸ジクロライド、ブタミホス、プロチオホス、プロフエノホス、プロペタンホス、プロモホスエチル、ホスチアゼート、メスルフェンホス、メチルシクロヘキシル―四―クロルフェニルチオホスフェート又はレプトホスを一重量パーセント以上含む物
 ハ イ又はロに掲げる有機燐化合物以外の有機燐化合物を含む物
 ニ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物
 (1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（有機燐に係るものに限る。）に適合しない物
 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（有機

有機シアン化合物に係るものに限る。に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準合別表第三に掲げる基準(有機燐化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準合別表第一に掲げる基準(有機燐化合物に係るものに限る。)に適合しない物

十九 有機シアン化合物を含む物であつて次に掲げる物

イ アイオキシニル、アクリロニトリル、アジポニトリル、アセトキシアノヒドリン、二・二・一アゾビス(二一(ヒドロキシメチル)プロピオニトリル)、二・二・一アゾビス(二一メチルブチロニトリル)、二一(アミノ)一五(二一クロロニトリル)、二一(アミノ)一五(二一クロロニトリル)ニトロフェニルアゾ一四一メチル一三チオフェニルカルボニトリル、二一イソシアナト一ニ一メチルプロパン一三・三・一イソイルビス(三一クロロプロパノール)、イソシアン酸シクロヘキシル、イソシアン酸メチル、イソホロンジイソシアナート、エチレンシアノヒドリン、三・三・クロロ一四一メチルフェニルイソシアナート、シアナジン、シアナミド、二一シアノアクリル酸二一メトキシエチル、二一シアノ一三・一フェノキシベンジルビス(トリフルオロメチル)メチル一(三・四一イソプロピリデン)ブテン一・四一ジカルボキシラート、シアニ化プロモベンジル、シアニ化ベンジル、ジイソシアネート(別名トリレンジイソシアネート)、ジクロロフェニルイソシアナート、二・六・ジクロロベンゾニトリル、四一(二・六・ジシアノ一四一ニトロフェニルアゾ)一三・一メチル一N・N一ジエチルアニリン、ジフェニルメタン一四・四一ジイソシアナート、シペルメトリン、三・三・一ジメチル一四・四一ビフェニレンジイソシアナート、三・三・一ジメチルビフェニル

八三Y

四・四一ジイルジイソシアネート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート、トリレンジイソシアナート、一・五・ナフタレンジイソシアネート、四一ニトロ安息香酸二(四一(二・二・一ジシアノビニル)フェニル)、四一(四一ニトロフェニルアゾ)一N一(二一シアノエチル)一N一(二一アセトキシエチル)アニリン、三・ニトロベンゾニトリル、フェニルイソシアナート、フェンプロパトリン、オ一フタロジニトリル、プロピオニトリル、プロモキシニル、三(一N一ベンゼン)四一(二一シアノ一四一ニトロフェニル)ジアゼニル、アニリン一プロパン酸二一オキソプロピルペンゾニトリル、ポリメチレンポリフェニルイソシアナート、マロノニトリル、メタクリロニトリル又はラクトニトリルを○一重量パーセント以上含む物
ロ 四一(六一(アクリロイルオキシ)ヘキシロキシ)一四一シアノビフェニル、アセトニトリル、アゾジイソブチロニトリル、二・二・一アゾジ(二一四一ジメチルバレロニトリル)、二・二・一アゾジ(二一四一ジメチル一四一メトキシバレロニトリル)、一・一・一アゾジ(ヘキサヒドロベンゾニトリル)、四一四一アゾビス(四一シアノ吉草酸、イソシアン酸イソブチル、イソシアン酸イソプロピル、イソシアン酸エチル、イソシアン酸ブチル、イソシアン酸tertブチル、イソシアン酸プロピル、イソチオシアン酸メチル、イソブチロニトリル、N一(RS)一シアノ(チオフェニル一ニ一イ)メチル)一四一エチル一ニ一(エチルアミノ)一・一・一シアノ一五一メチルカルボキサミド、二一シアノ一N一メチル一ニ一(二・四・六一トリオキソテトラヒドロピリミジン)五(二H)一イリデン)一ニ一三・三・ジヒドロ一H一イソインドール一イリデン)アセトアミド、N一(四一シアノメチルフェニル)一ニ一イソプロピル一五一メチルシクロヘキサカルボキサミド、シアノ酢酸エチル、CYP、三・四一ジクロロ一ニ一シアノ一・二一チアゾール一五一カルボキサニリド、シハロトリン、

シフェノトリン、シフルトリン、二・三・一ジプロムプロピオニトリル、二一ジメチルアミノアセトニトリル、TCH、テレフタロニトリル、トラロメトリン、二・二・一トリフルオロエチル二(二一S)一シアノ一ニ一メチルプロピル)カルバマート、トリフルオロメチルフェニルイソシアナート、三(一N一ニトロソメチルアミノ)プロピオニトリル、フェンバレレート、ブチロニトリル、フルバリン、三・三・プロモ一(三一クロロピリジン一ニ一イル)一N一(四一シアノ一ニ一メチル一六一(メチルカルバモイル)フェニル)一H一ピラゾール一五一カルボキサミド、ヘキサメチレンジイソシアナート、四一(メチル一ニ一シアノ)ニ一メチル、メトキシメチルイソシアナート又はモノクロロ酢酸一ニ一シアノエチルアミドを一重量パーセント以上含む物
ハ イ又はロに掲げる有機シアン化合物以外の有機シアン化合物を含む物
フェノール又はフェノール化合物を含む物であつて次に掲げる物

九三Y

イ 二一アミノアントラキノン、四一(四一アミノ)三・三・クロロフェノキシ)一七(一メトキシキノリン)六(カルボキサミド、七一アミノ一四一ヒドロキシ一ニ一ナフタレンスルホン酸、六(四一アミノフェノキシ)ビフェニル一三・一アミン、アルキルサリチル酸カルシウム(炭素数が十三以上のものに限る。)、アルキルサリチル酸マグネシウム(炭素数が十一以上のものに限る。)、安息香酸ナトリウム、o一エチルフェノール、(H)一(一・一・一エチレン)ビス(一・二・三・三・七・七・a一H一インデン)ジフェノキシジルコニウム(IV)、(H)一(一・一・一エチレン)ビス(一・二・三・三・三・a・七・a一H一インデン)ジフェノキシジルコニウム(IV)、オクチル二(三・五一tertブチル一三・ニ一H一ベンゾトリアゾール一ニ一イル)一四一ヒドロキシフェニル)プロピオナート、カルボリックオイル、キシレノール、八一キノリノール、クレゾール、クロロフェノール、コールタール、サリチル酸イソアミル、サリチル酸メチル、三(一N一シクロヘキシルアミノ)フェノール、ジクロロフェノール、二・四一ジクロロ一三・一メチルフェノール、二・四一ジクロロフェノキシ酢酸ジエチルアミン塩、二・四一ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩、二・四一ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩、ジニトロ一o一クレゾール、ジニトロフェノール、ジノセブ、ジノセブアセタート、ジノテルブ、ジノテルブアセタート、一・四一ジヒドロ一ニ一(チオシアナトメチルチオ)ベンゾチアゾール、一・一・一タリシヤリ一ブチル一三(二一六一ジイソプロピル一四一フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)、ドデシルフェノール、ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩、トリクロロフェノール、ニトロクレゾール、ニトロフェノール、六(二一ニトロフェノキシ)一H・三H一ベンゾ[d]eイソクロメン一・三・三・ジオン、ニルフェノール、ニルフェノールポリエトキシラート(エトキシ基の数が四から十二までのものに限る。)、ピクリン酸、ピナクリル、フェノール、二一(四一フェノキシフェニル)アミノ)マロン酸ジエチル、四一フェノキシフェノール、ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)、p一tertブチルフェノール、二一フランカルボニルクロリド、ヘプタプロモジフェニルエーテル、ヘプチル一(二・五一ジメチル一四一(二一メチルフェニルアゾ)フェニルアゾ)一ニ一ナフトール、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノールサトリウム塩、ポリオレフィンフェノールアミン(炭素数が二十八から二百五十までのものに限る。)、メジノテルブ、二一(二一メトキシフェノキシ)メチル)オキシラン又は硫化アルキルフェノールカルシウム塩(炭素数が八から四十までのものに限る。)を○一重量パーセント以上含む物

アゾイック染料、二アミノノール、四アミノノール、アミノフェノール、二エチル三・七ジメチル六「四」(トリフルオロメチル)フェノキシ「四」キノリルメチルカルボナート、クロクレゾール、ジアゾジニトロフェノール、CPMC、ジニトロロークレゾールアンモニウム塩、ジニトロロークレゾールナトリウム塩、二・四・ジニトロ六シクロヘキシルフェノール、ジニトロフェノールのアルカリ金属塩類、二・四・ジニトロ六「二」メチルプロピル「一」フェノール、ジニトロレゾール、DNCP、二・四・六トリ(ジメチルアミノ)メチル「一」フェノール、ニトロロークレゾール、トリニトロレゾール、 ω -ナフトール、ピクリン酸アンモニウム、ヒドロキノン、ピクフェノールスルホン酸又はレゾルシノールを一重量パーセント以上含む物
ハ イ又はロに掲げるフェノール化合物以外のフェノール化合物を含む物
エーテルを含む物であつて次に掲げる物

イ アジピン酸ジノルマルヘキシル、N(五)アセチルアミノ「四」(二)クロロ「四」六ジニトロフェニル「一」ジアゼニル「二」ニトロキシフェニル「一」N(二)エトキシ「二」オキソエチル「一」グリシメチル、アセトクロール、 α -アニシジン、tetraethylエチルエーテル、二「二」アミノエトキシ「一」エタノール、二「六」(四)「四」(六)アミノ「五」(二)カルボキシニトロフェニル(アゾ)「一」ヒドロキシ「三」スルホ「二」ナフチルアゾ「一」三「二」メトキシフェニル「二」メトキシフェニルアゾ「二」アミノ「五」ヒドロキシ「七」スルホ「一」ナフチルアゾ「一」四「三」ベンゼンジスルホン酸「四」ナトリウム塩、三「六」(四)「四」(六)アミノ「五」(二)カルボキシニトロフェニル(アゾ)「一」ヒドロキシ「三」スルホ「二」ナフチルアゾ「一」三「二」メトキシフェニル「二」メトキシフェニルアゾ「一」四「ヒドロキシ「五」(p)メチ

四 Y

ルフェニルスルホン(アミノ)「二」七「ナフ」ベンゼンジスルホン酸「三」ナトリウム塩、二「ア」ミノ「四」六「ジ」メトキシ「ピリ」ジン、(六「R」七「R」)「七」(「Z」)「二」(「二」アミノ)チアゾール「四」イ「ル」(「二」メトキシ)イミノアセトアミド「三」(「五」メチル「二」H「テ」トラゾール「二」イ「ル」)メチル「一」八「オ」キソ「一」五「チ」ア「一」アザビシクロ「四」(「二」(「二」オクタ「二」エン「二」カルボン酸「二」ビバロイルオキシ)メチル、一「ア」ミノ「四」ヒドロキシ「九」十「ジ」オキソ「九」十「ジ」ヒドロアントラセン「二」三「ジ」カルボン酸無水物、五「ア」ミノ「三」(「二」フェノキシ)エトキシ「一」H「ピラ」ゾール、五「ア」ミノ「二」メトキシ「四」四「ジ」メチル「三」オキソペンタン「二」リド「二」硫酸塩、 α 「一」(「ア」リルオキシ)メチル「二」(「ノ」ニル「フェ」ノキシ)エチル「一」 ϵ -ヒドロキシ「ポリ」(オキシエチレン)(重合度が「一」から「百」までのものに限る)、アリルグリシジルエーテル、アルカリポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る)、炭素数が九から二十までのものに限る、長鎖アルキルアリルポリエーテル(炭素数が「一」から「二十」までのものに限る)、一「エチル」六「ヒドロ」キシ「五」(「四」メトキシ「二」ニトロフェニル)ジアゼニル「四」メチル「二」オキソ「一」ジ「ヒドロ」ポリ「三」カルボニトリル、エチレンオキシド、エチレングリコールイソプロピルエーテル、エチレングリコールフェニルエーテル、エチレングリコールメチルブチルエーテル、エチレングリコールモノアクリレート、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノプロピルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート、四「エチ」レン「ジ」オキシ「ジ」ア「ニ」リン、四「二」エトキシ「エチル」

「二」三「キシリ」ル「二」(「二」ジメトキシ)エチル「二」エーテル、N「一」(「エ」トキシカルボニル)「三」オキソ「三」フェニルプロピル)アラニン、三「エ」トキシ「プロ」ピオン酸エチル、二「三」エポキシ「一」プロ「パ」ノール、 α 「二」三「エ」ポキシ「プロ」ピロキシフェニル「 ϵ -ヒドロ」ポリ「二」(「二」三「エ」ポキシ「プロ」ピロキシ)ベンジリデン「二」三「エ」ポキシ「プロ」ピロキシフェニレン(重合度が「一」から「七」までのものに限る)、四「二」三「エ」ポキシ「プロ」ピロキシ「二」メチル「一」ヒドロイソキノリン「一」オン、エニドタルナトリウム、二「二」(「二」オキシ「ラン」二「イル」メトキシ)「プロ」ピキ「メチル」オキシラン、一「オ」キシ「ラン」二「イル」メトキシ(ヘキサン、カルボフラン、二「二」p「キ」シリレン「ビス」オキシ(エチレン)「p」クロロ「フェ」ニル「エ」ーテル)、クマフリル、p「ク」レシジン、p「二」クロロ「エチル」ア「ニ」ソール、クロロジメチルエーテル、七「四」(「四」クロロ「プロ」ピキ)キノリン「二」(「H」)「一」オン、(S「E」)「一」四「二」(「三」クロロ「四」フル「オ」ロ「ア」ニ「ル」)「七」(「オ」キソ「ラン」三「イル」オキシ)「キ」ナゾリン「六」イル「四」(「ジ」メチル「ア」ミノ)「ブ」ター「二」エン「ア」ミド「ジ」マレ「ア」ート、四「ク」ロ「ロ」ベン「ジ」ル「四」エトキシ「フェ」ニル「エ」ーテル、m「ク」ロ「メ」チ「ル」ア「ニ」ソール、酢酸「二」三「エ」ポキシ「プロ」ピル、酢酸「二」(「二」三「エ」ポキシ「プロ」ピル)「六」メトキシ「フェ」ニル、サ「フ」ロ「ル」(「二」酸化「ブ」テン、酸化「プロ」ピレン、ジアニシジン、四「四」ジ「ア」ミノ「ジ」フェニル「エ」ーテル、ジ「イ」ソ「ブ」チ「ル」スズ「オ」キサ「イ」ド、ジ「イ」ソ「ブ」ロ「ピ」ル「エ」ーテル、ジ「エチ」ル「エ」ーテル、ジ「エチ」ル「リ」コ「ル」ジ「ブチ」ル「エ」ーテル、ジ「エチ」ル「リ」コ「ル」モノ「エチ」ル「エ」ーテルアセ「タ」ート、ジ「エチ」ル「リ」コ「ル」モノ「ブチ」ル「エ」ーテルアセ「タ」ート、ジ「エチ」ル「リ」コ「ル」モノ「プロ」ピ「ル」エ「ー」テル、ジ「エチ」ル「リ」コ「ル」モノ「メチ」ル「エ」ーテル、ジ「エチ」ル「リ」コ「ル」モノ「メチ」ル「エ」ーテルアセ「タ」ート、ジ「エ」ポ「キ」シ「ブ」タン、ジ「オ」キ

「サ」カル「ブ」(「一」四「ジ」オキシ「サン」シ「ク」ロ「ヘ」キサ「ン」(「四」ジカルボン酸「ビス」(エトキシ)メチル)、シ「ク」ロ「ヘ」キサ「ン」(「一」四「ジ」カルボン酸「水素」二「エト」キシ「メチル」二「シ」クロ「ヘ」キシル「オ」キシ「メチル」オキシラン、ジ「ク」ロ「イ」ソ「ブ」ロ「ピ」ル)エーテル、ジ「ク」ロ「イ」ソ「ブ」ロ「ピ」ル)エーテル、一「二」ジ「ク」ロ「ロ」ー「エ」ト「キ」シ「エ」タン、一「二」ジ「ク」ロ「ロ」ー「三」(「二」クロ「ロ」ー「一」二「トリ」フル「オ」ロ「エ」ト「キ」シ)「プロ」バ「ン」三「三」ジ「ク」ロ「ロ」四「四」ジ「ア」ミノ「ジ」フェニル「エ」ーテル、ジ「ク」ロ「ロ」ハ「イ」ド「ロ」キ「ノ」ン「ジ」メチル「エ」ーテル、一「三」ジ「ク」ロ「ロ」二「メ」ト「キ」シ「一」五「ニ」トロ「ベン」ゼン、ジ「ナ」トリ「ウ」ム「六」(「四」ア「ミ」ノ「二」五「ジ」メト「キ」シ「フェ」ニル「ア」ゾ)「三」(「四」(「四」ア「ミ」ノ「二」スル「ホ」ナ「ト」フェニル「ア」ゾ)「二」五「ジ」メト「キ」シ「フェ」ニル「ア」ゾ)「四」ヒドロキシ「二」ナフ「タ」レン「スル」ホ「ナ」ート、ジ「フェ」ニル「エ」ーテル、ジ「プロ」ピ「レ」ン「グリ」コ「ル」モノ「ブチ」ル「エ」ーテル、ジ「プロ」ピ「レ」ン「グリ」コ「ル」モノ「メチ」ル「エ」ーテル、ジ「ペン」チル「エ」ーテル、脂肪族アルコ「ル」ポリ「エ」ト「キ」シ「ラ」ート(アルコ「ル」の炭素数が十二から十五までのものであつて、重合度が二十以上のものに限る)、脂肪族アルコ「ル」ポリ「エ」ト「キ」シ「ラ」ート(アルコ「ル」の炭素数が十三から十五までのものに限る)、脂肪族アルコ「ル」ポリ「エ」ト「キ」シ「ラ」ート(セ「ク」ン「ダ」ル「コ」ル「の」炭素数が六から十七までのものであつて、エトキシ基の数が三から十二までのものに限る)、ジ「メチ」ル「二」(「メ」ト「キ」シ「カルボニル」)「二」ニトロ「フェ」ニル「マ」ロ「ナ」ート、三「四」ジ「メ」ト「キ」シ「ベン」ゾ「イ」ル「二」クロ「リ」ド、スチレン「オ」キサ「イ」ド、石「油」エーテル、テ「トラ」エチレン「グリ」コ「ル」、テ「トラ」ヒドロ「フラン」、テ「トラ」プロ「モ」ジ「フェ」ニル「エ」ーテル、テ「レフ」タル「酸」ビス「(二」エチル「ヘ」キシル)、テ「レフ」タル「酸」ビス「(一」三「エ」ポ「キ」シ「プロ」ピル)、ド「デ」シ「ル」フェ「ノ」キシ「ベン」ゼン「ジ」スル「ホ」ン「酸」塩、ド

ラゾキシロン、トリエチレングリコールモノエチルエーテル、トリエチレングリコールモノメチルエーテル、一・三・五トリオキサン、二・四・六トリオキサン(クロロメチル)一・三・五トリオキサン、三・三・三トリフルオロ一・二エポキシプロパン、トリプロピレングリコールモノメチルエーテル、トリメチロールプロパンポリエトキシラート、五「N・N」ビス(二アセトキシエチル)「アミノ」一「二」(二プロモ一四・六)ジニトロフェニルアゾ)一「四」メトキシアセトアニリド、五「n・n」ビス「二」(イソプロトキシカルボニルオキシ)エチル「アミノ」一「四」メトキシ一「二」(五ニトロ一「二」チアゾリルアゾ)アセトアニリド、一・六「ビス(二・三)エポキシプロポキシ」ナフタレン、四・四「ビス(二・三)エポキシプロポキシ」ビフェニル、一・一「ビス「P」(二・三)エポキシプロポキシ」フェニル」エタン、一・三「ビス(オキシラニルメチル)一五」メチル一・三・五「トリアジン一「二」・四・六(一H・三H・五H)一トリオン、一・一「ビス「P」(三「クロー」一「ヒドロキシ」プロポキシ)フェニル」エタン、ビス(クロロメチル)エーテル、四・六「ビス(ジフルオロメトキシ)一「二」メチルチオピリミジン、ビス(トリブチルメチル)オキシド、ビス(ビニルホルホルメチル)エーテル、ビスフェノールAジグリシジルエーテル、ビスフェノールFジグリシジルエーテル、一「ヒドロキシ」N「二」(ヒドロキシプロピル)一「四」(四「二」トクロフェノキシ)エトキシ」一「二」ナフトアミド、六「ヒドロキシ」二H「ピラン」三(六H)一オン、一「四」ヒドロキシフェニル」プロパー二「エ」ン一「一」オン、二「ヒドロキシ」四「メチルチオ」酪酸、ビニルイソブチルエーテル、ビニルエチルエーテル、フェニルグリシジルエーテル、三「フェニル

七「四」(テトラヒドロフルフリルオキシ)フェニル」一・五「ジオキサ」一「インダセン」二・六「ジオン」(RS)一「四」フェノキシフェノキシ」一「二」プロパノール、フタル酸一「二」ヒドロキシエトキシエチル、ブタン酸「(R)一「一」」二・三「エポキシプロピル、ブタン酸「(S)一「一」」二・三「エポキシプロピル、ブチルグリシジルエーテル、二「tert」ブチル一「六」ニトロ一「五」「p」(一・一・三「テトラメチルブチル)フェノキシ」ベンゾオキサゾール、ブチルヒドロキシアニソール、tert「ブチル」p「ビニル」フェニル」エーテル、マ「ブチラクトン、ブトキシル、四「フルオロ」二「メトキシ」一「二」ニトロベンゼン、フルシン、フルラール、フルリルアルコール、一「プロピオラクトン、プロピオン酸」二・三「エポキシプロピル、プロピレングリコールメチルエーテルアセタート、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート、プロポキスル、一「プロモ」四「二」二「ジメチル」エトキシ」一「二」三「ジメチル」ベンゼン、六「プロモ」二「メトキシ」ピリジン一「三」アミン、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ベンジルエーテル、五「ベンジル」一「三」フルルメチル「(RS)」一「シ」ストラン」二・二「ジメチル」一「三」(「メチル」プロパー「一」エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名レスメトリン)、ペンタプロモジフェニルエーテル、ポリアルケンレオキシドポリオール、ポリアルケンレオキシルモノアルキルエーテル(炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限る)、ポリエチレングリコールモノアルキルエーテル、一「メチル」二「オキシラン」二「イ」ルメトキシ」ベンゼン、メチルクロロメチルエーテル、メチルヒドロキシ(メトキシ)アセタート、メチル「tert

「ブチルエーテル、一「メチル」二「モ」ルホリノエチル」二「モルホリノエチル」二「エーテル、四「メトキシ」二「二」・四「トリメチルジフェニルアミン、一「(四」メトキシフェノキシ)一「二」(「メチル」フェノキシ)エタン、六「メトキシ」一「三」ベンゾチアゾール」二「アミン、四「二」メトキシ」一「メチル」エトキシ」一「二」メチルベンゾイル」クロリド、モルホリン、レゾルシノールジグリシジルエーテル又はロテノンを含む物
 ○「一」重量パーセント以上含む物
 「アセタール、アニソール、アベルメクチンB-a、アベルメクチンB-b、N「アミノ」プロピルモルホリン、アリルエチルエーテル、エチルプロピルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、エチレングリコールジグリシジルエーテル、エチレングリコールジメチルエーテル、三「エトキシ」プロピルアミン、一・二「エポキシ」三「エトキシ」プロパン、クロロエチルビニルエーテル、クロロメチルエチルエーテル、ジアルルエーテル、ジエチレングリコールジメチルエーテル、ジエチレングリコールブチルエーテル、ジ「二」エトキシエチルパーオキシ」ジカーボネート、三「ジエトキシ」プロパン、ジエトキシメタン、一・三「ジオキサン、ジオキソラン、ジケテン(安定化させるために必要な量の安定剤を含むものに限る)、二・三「ジヒドロ」ピラン、ジフェニルサルファイド、ジブチルエーテル、ジブチルエーテル、ジメチルジエトキシシラン、ジメチルパーオキシジカーボネート、一・一「ジメトキシ」エタン、ジ「メトキシ」ブチルパーオキシジカーボネート、二・二「ジメトキシ」プロパン、テトラヒドロフルフリルアミン、トリグリコールジクロライド、トリニトロアニソール、トリニトロフェネトール、ニトロアニソール、ネオペンチルグリコールジグリシジルエーテル、フェネチジン、フェネトール、フェノキシエチルアクリレート、ブチルエチルエーテル、ブチルメチルエーテル、フラン、フルフリルアミン、フルフリルメルカプ

タン、二「プロモ」エチルエーテル、ベンフラカルブ、メタクリル酸テトラヒドロフルフリル、メチラール、メチルテトラヒドロフラン、二「メチル」フラン、メチルプロピルエーテル、S「メチル」N「(メチルカルバモイル)一「オキシ」」チオアセトイミデート、三「メチル」三「メトキシ」ブタノール、N「メチル」モルホリン、四「メトキシ」四「メチル」ペンタン一「二」オン、五「メトキシ」N・N「ジメチル」トリブタミン、五「メトキシ」N・N「ジメチル」トリブタミン塩酸塩又は一「(四」メトキシフェニル)ピペラジン」一「塩酸塩を」一「重量」パーセント以上含む物
 ハ「イ又はロに掲げるエーテル以外のエーテルを含む物
 ハロゲン化された有機溶剤を含むものであって次に掲げる物
 二十二
 イ「クロロ」プロパン、クロロプロペン、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロパン、ジクロロプロペン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、ジブチルエチレン、テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエタン、トリフルオロエタン、一・二・三「トリ」クロロプロパン、一・二・四「トリ」クロロベンゼン、プロモクロロメタン又はペントクロロエタンを○「一」重量パーセント以上含む物
 ロ「一」一「ジ」クロロ一「二」ニトロエタン、一・四「ジ」クロロプロタン、ジクロロペンタン又はプロモホルムを「一」重量パーセント以上含む物
 ハ「イ又はロに掲げる有機溶剤以外のハロゲン化された有機溶剤を含む物
 ニ「別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
 (1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(四塩化炭素、

二十三

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準（四塩化炭素、一・二一ジクロロエタン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・一・三・一ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス一・二一ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・一トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に適合しない物

有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く）を含む物であつて次に掲げる物

ホ

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（四塩化炭素、一・二一ジクロロエタン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・一・三・一ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス一・二一ジクロロエチレン、トランス一・二一ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・一トリクロロエタン、一・一・二・一トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に適合しない物

(2)

液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（四塩化炭素、一・二一ジクロロエタン、一・一・一・一ジクロロエチレン、一・一・三・一ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス一・二一ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・一トリクロロエタン、一・一・二・一トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に適合しない物

三四 Y

イ アクロレイン、アジピン酸ジイソノニル、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセト酢酸メチル、アセトフェニル、アセトン、アニリン、アリルアルコール、アルキルベンゼン、安息香酸ベンジル、安息香酸メチル、イソアミルアルコール、イソオクタノール、イソオクタタン、イソノニルアルコール、イソブタノール、イソブチルアミン、イソブチルメチルケトン、イソプロピルアミン、イソプロピルアルコール、イソプロピルシクロヘキサメチルケトン、イソペンタン、イソペンテン、イソ酪酸、エタノールアミン、エチルアミン、エチルシクロヘキサシラミン、エチルトルエン、二一エチルブタノール、N一エチルブチルアミン、エチルブチルケトン、二一エチル一三プロピルアクリル、エチルプロピルケトン、二一エチルヘキサノール、二一エチルヘキシラミン、エチルペンチルケトン、エチルメチルケトン、エチレングリコールジアセタート、エチレンジアミン、オクタノール、オクタタン、オクテン、ギ酸、ギ酸イソブチル、ギ酸ブチル、ギ酸メチル、キノリン、グリオキサール、クレゾール、クロトンアルデヒド、コハク酸ジメチル、酢酸、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸二一エチルブチル、酢酸オクチル、酢酸シクロヘキシル、酢酸デシル、酢酸トリアシル、酢酸ニル、酢酸ビニル、酢酸二一フェニルエチル、酢酸ブチル、酢酸一secoブチル、酢酸プロピル、酢酸ヘキシル、酢酸一secoヘキシル、酢酸ヘブチル、酢酸ベンジル、酢酸ペンチル、酢酸一secoペンチル、酢酸メチル、酢酸メチルペンチル、酸化メシチル、ジイソブチルアミン、ジイソブチルケトン、ジイソプロパノールアミン、ジイソプロピルアミン、N・N一ジエチルアニリン、ジエチルアミノエタノール、ジエチルアミン、ジエチレントリアミン、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、シクロヘキサノール、シクロヘキシラミン、

シクロヘブタン、シクロペンタン、シクロペンテン、ジシクロヘキシラミン、ジブチルアミン、ジプロピルアミン、ジペンテン、N・N一ジメチルアセトアミド、N・N一ジメチルアニリン、ジメチルアミノアゾベンゼン、二一ジメチルアミノエタノール、二・六一ジメチル一四一ヘブタノール、N・N一ジメチルホルムアミド、シメン（オルト異性体、メタ異性体及びパラ異性体を含むものであつて、メタ異性体が六十九重量パーセント以下かつパラ異性体が二十七重量パーセント以下のものに限る。）、シユウ酸ジエチル、シヨウ脳油、水素化アルフェニル、スチレン、ステアリン酸ブチル、スルホラン、石油ナフサ、石油ペンジン、セバシン酸ジメチル、ソルベントナフサ、炭酸ジエチル、炭酸ジメチル、デカノール、デセン、テトラエチレンペンタミン、テトラヒドロナフタレン、テレピン、ドデカノール、一ドデシルアミン、トリエタノールアミン、トリエチルアミン、トリエチルベンゼン、トリエチレントラミン、トリブチルアミン、トリプロピルアミン、二・二・四一トリメチル一三ペンタンジオールジイソブチラート、トルイジン、ナフタレン、ニトロエタン、ニトロキシレン、o一ニトロトルエン、ニトロプロパン、ニトロベンゼン、ニトロメタン、乳酸エチル、乳酸ブチル、二硫化炭素、ノナノール、ノナン、ノネン、パラアルデヒド、パルミチン酸メチル、バレアルデヒド、ピコリン、四一ヒドロキシ一四一メチル一ペンタノン、ピネン、ピリジン、フェニルエチルアルコール、一フェニル一キシリルエタン、ブタノール、二一ブタノール、フタル酸ジアルキル、フタル酸ビス（ジエチレングリコール）、フタル酸ブチルペンジル、ブタンジオール、ブチルアミン、secoブチルアミン、tertブチルアミン、ブチルアルデヒド、一・三・一プロパンスルトン、プロピオンアルデヒド、プロピオン酸、プロピオン酸アミド、プロピオン酸エチル、プロピオン酸ブチル、プロピオン酸一roペンチル、プロピオン酸メチル、プロピルアミン、ヘキ

サノール、ヘキサノール、ヘキセン、ヘブタノール、ヘブタン、ヘプテン、ペンタアルコール、ペンゼン、一・三・一ペンタジエン、ペンタノール、ペンタン、ペンテン、シス一ニ一ペンテン、トランス一ニ一ペンテン、ホルムアミド、ホワイトスピリット、マレイン酸ジブチル、ミリスチン酸メチル、メタノール、メタリルアルコール、メチルアミン、七一メチル一・六一オクタジエン、N一メチル一N・N一ジエタノールアミン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサメチルペンタン、一メチルナフタレン、メチルブチノール、メチルブチルケトン、メチルブテノール、二一メチルヘキサノール、五一メチルヘキサノール、メチルペンタン、メチルペンチルケトン、二一メチル一ペンテン、四一メチル一ペンテン、モノ酢酸エチレングリコール、ラウリン酸メチル、酪酸、酪酸エチル、酪酸ビニル、酪酸ブチル、酪酸メチル、リグロイン、硫化ジメチル、硫酸ジエチル又は硫酸ジメチルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ アリルアミン、イソ吉草酸メチル、イソブチルニルメチルケトン、イソ酪酸イソブチル、イソ酪酸イソプロピル、イソ酪酸エチル、ウンデカン、エチルアルコール、N一エチルトルイジン、ギ酸アリル、ギ酸エチル、ギ酸プロピル、ギ酸ペンチル、酢酸アリル、酢酸イソプロピル、酢酸tertブチル、ジアリルアミン、ジイソプロピルケトン、ジエチルケトン、ジエチレングリコール、シクロヘキセン、シクロヘブタン、シクロペンタノール、ジメチルシクロヘキサノール、ジメチルシクロヘキサノール、ジメチルホルホキサノール、二・三・一ジメチルブタン、一・三・一ジメチルブチルアミン、セバシン酸ジブチル、セバシン酸ジブチル、チオフェン、デカン、テトラヒドロチオフェン、テルピノレン、トリアリルアミン、トリエチレングリコール、乳酸メチル、二硫化ジメチル、三ヒドロキシブタン一ニ一オン、ビニルト

ルエン、ピペリジン、三ーブタンノール、ブチルメルカプタン、一ー四ーブチンジオール、プロパノール、プロピオン酸イソブチル、プロピオン酸イソプロピル、プロピレンカーボネート、プロピレンジアミン、ヘキシレングリコール、ペンタメチルヘプタン、二ー四ーペンタンジオン、ほう酸トリイソプロピル、ほう酸トリエチル、ほう酸トリメチル、無水酪酸、Nーメチルアニリン、二ーメチルシクロヘキサノール、メチルピニルケトン、Nーメチルピペリジン、メチルプロピルケトン、酪酸イソプロピル、酪酸イソペンチル又は酪酸ペンチルを一重量パーセント以上含む物

ハ イ又はロに掲げる有機溶剤以外の有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）を含む物

ニ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（ベンゼンに係るものに限る。）に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

ニ 四 五

塩化ジベンゾーパラジオキシシン当量濃度は、ダイオキシシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三條に定める方法により算出したものとする

有機ハロゲン化合物（他の号に掲げる物を除く。）を含む物であつて次に掲げる物

イ 六ーアジドー五ーオキソー五・六ージヒドロナフタレンー一スルホニルクロリド、一ー（アセチルアミノ）ー四ープロモアントラキノン、アトラジン、三ーアミノチオー二ークロプロピオン酸メチル塩酸塩、二ーアミノー二ークロロー五ーニトロベンゾフェノン、二ークロロー五ーアミノー三ークロロメチルー八ーオキソー五ーチアアザビシクロ（四・二・〇）オクタ二ーエニルー二ーカルボン酸二ー四ーメトキシベンジル、二ー（六ーアミノー二ー三ージフルオロフェノキシ）ー二ープロパノール、一ーアミノー二ー四ージプロモアントラキノン、二ーアミノー三ー五ージプロモチオベンズアミド、一ーアミノー四ープロモー九ー十ージオキソ二ーアントラセンスルホン酸、アラクローラ、アロドクロル、アリトルクロロシラン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）、アルドリン、pーヘキサクロロシクロヘキサン、ωーヘキサクロロシクロヘキサン、イソドリン、イマザリル、エチルー三・五ージクロロー四ーヒドロキシベンゾアール、エチルー三・五ージクロロー四ーヘキサデシルオキシカルボニルオキシベンゾアール、エチレンクロロヒドリン、Nー二ー（S）ー一ー（エトキシカルボニル）ー三ーオキソー三ーフェニルプロピル）ーNー二ートリフルオロアセチルーLーリジン、エピクロロヒドリン、塩化アセチル、塩化アニソイル、塩化アリル、塩化コリン、塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのものに限る。）、塩化ベンジリデン、塩化ベンジル、塩化ベンゼンスルホン、塩化ベンゾイル、塩基性フクシン、エンドリン、カプタホール、カンフェキロール、mーヘキサクロロシクロヘキサン、

四 五 四 Y

クマクロール、クリミジン、クロラール、クロルジメホルム、クロルデン、クロレノド酸、クロロアセチルクロライド、クロロアセトアルデヒド、クロロアセトン、クロロアニリン、四ークロロー二ーアミノトルエン塩酸塩、二ークロロエチルアンモニウムクロリド、二ークロロエチル）ジメチルアミン、四ークロロー三ーエチルー一ーメチルー五ーピラゾールカルボニルクロリド、一ークロロオクタノール、クロロギ酸一ークロロエチルエステル、一ークロロー三ー（四ークロロフルエニル）ヒドラゾノー二ープロパノール、クロロ酢酸、クロロジニトロベンゼン、四ークロロー二ージヒドロー三H二ーアアザアセナフチレンー三ーオン、三ークロロー二ージプロモプロパン、一ークロロー三・三ージメチルー二ーブタノール、クロロチオギ酸エチル、二ークロロー一・一・二ーテトラフルオロエタン（別名HCF₂CF₂）二ー四、二ークロロー五ートリフルオロメチルニトロベンゼン、クロロトルイジン、クロロトルエン、二ークロロニコチン酸、クロロニトロアニリン、四ークロロー二ーニトロトルエン、Nー（二ークロロー三ーニトロー六ーピリジル）アセトアミド、四ー（二ークロロー四ーニトロフルエニルアゾ）Nー（二ーシアノエチル）Nーフェネチルアニリン、クロロニトロベンゼン、クロロピクリン、クロロヒドリン、一ー（六・一）クロロー三ーピリジル）メチルイミン、クロロフアジシン、四ークロロー三ーニトロ安息香酸、四ークロロー五Hーピロロ「三・二・d」ピリミジン、六ークロロフェナントリジン、四ー（pークロロフルエニル）シクロヘキサニルボン酸、一ー（四ークロロフルエニル）二ーメチル二ーモルホリノプロパン一ーオン、四ークロロー一・三ーフルエニレンジアミン、四ークロローoーフルエニレンジアミン、三ークロロー二ーフルオロニトロベンゼン、三ークロロー四ーフルオロニトロベンゼン、クロロブレン、三ークロロプロパンー一スルホニルクロリド、二ークロロプロピオン酸、三

四 五 四 Y

一クロロプロピオン酸、一クロロヘキサノール、一クロロヘプタン、pークロロベンジルクロライド、四ークロロベンズアルデヒドオキシム、pークロロペンゾトリクロライド、一クロロ二ーペンチン、二ークロロホルミル一ーピロリジンカルボン酸ベンジル、（クロロメチル）シクロプロパン、三ー（クロロメチル）一五・五ージフルエニルヒダントイン、四ークロロメチル一・三ーチアゾール、四ークロロメチルpートリルケトン、二ー（四ークロロメチル四ーヒドロキシ二ーチアゾリン二ーイル）グアニジニル塩酸塩、二ー（クロロメチル）フルエニル）プロピオン酸メチル、（二S）一三ークロロ二ーメチルプロピオニルクロリド、（二S）一三ークロロ二ーメチルプロピオン酸、二ー（クロロメチル）ペンズアルデヒド、一クロロメチル一Hーベンゾトリアゾール一五ーカルボン酸メチル、（Z）一四ークロロ二ー（メトキシカルボニルメトキシイミノ）一三ーオキソ酪酸、クロロ炭酸フルエニルエステル、二クロロ酪酸、ケボン、ケルバン、酢酸一クロロホルミル一ーメチルエチル、酢酸一ープロモホルミル一ーメチルエチル、三塩化ベンジリジン、三・五ージアミノクロロベンゼン、ジアラート、四塩化砒素、ジグリコールクロロヒドリン、シクロヘキサニルトリクロロシラン、ジクロリドビス（五シクロペンタジエニド）バナジウム、ジクロロアニリン、三・四ージクロロアニリン、四・五ージクロロ二ーオクチルイソチアゾール一三ーオン、ジクロロ酢酸、ジクロロ酢酸メチル、三・三・一ジクロロ一四・四・一ジアミノフルエニルメタン、三・五ージクロロ一四（一・一・二・二ーテトラフルオロエトキシ）アニリン、一・四ージクロロ二ートリクロロシリル二ーブテン、二・四ージクロロ一五ートリフルオロメチルニトロベンゼン、一・四ージクロロ二ーニトロベンゼン、二・四ージクロロ一ーニトロベンゼン、二・二ージクロロ一五ニトロベンゾフェノン、二・三ージクロロピラジン、二・四ージクロロフルエノキシ

四 五 四 Y

酢酸ジエタノールアミン塩、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩、二・四―ジクロロ―三―フルオロニトロベンゼン、一・四―ジクロロ―二―ブテン、一・一―ジクロロ―フルオロエタン(別名HCFCl―四―b)、一・三―ジクロロ―フルオロベンゼン、二・三―ジクロロプロピオン酸、二・三―ジクロロプロピオン酸メチル、ジクロロプロモメタン、一・六―ジクロロヘキサノン、二・六―ジクロロ―三―ペルクロロメチルトルエン、四・五―ジクロロ―二―ペルクロロメチルトルエン、ジクロロベンジジン、二・三―ジクロロベンズアルデヒド、二・二―ジクロロ―三―ペンタノン、二・四―ジクロロ―三―ペンタノン、三・三―ジクロロ―一・一・二・二―ペンタフルオロプロパン(別名HCF₃C―二・二・五・c a)、一・三―ジクロロ―一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン(別名HCF₂CF―二・二・五・c b)、二・六―ジフルオロアニリン、三・四―ジフルオロニトロベンゼン、ジプロモ酢酸、ジプロモアセトニトリル、一・二―ジプロモエチレン、二・一(二・六―ジプロモ―四―ニトロフェニルアゾ)―五―ジエチルアミノアセトアニリド、(E)―二・三―ジプロモブター―二―エン―一・四―ジオール、二・三―ジプロモブタン―一―オール、二・三―ジプロモプロピオン酸、ジプロモメタン、ジマジン、N・N―ジメチル―N・N―(ヘキサ―一・六―ジイル)ジカルバモイルジクロリド、臭化アセチル、臭化アリル、スルファレート、炭酸シクロヘキサシル―一―ヨードエチル、DDT、二・四―DB、デイルドリン、一・一・一・二・三・四・五・五・五―デカフルオロペンタン(別名HCF₁₀C―四―三―一・Ome e)、テトラクロロエタン、二・二・六・六―テトラクロロシクロヘキサノン、二・二・四・四―テトラクロロペンゾフェノン、テトラトリウム―三、―一(一・五―ジスルホナート―二―ナフ

チルアゾ)―五、―(六―フルオロ―四―三)―二(ビニルスルホニル)エチルカルバモイル、アニリド、一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ―一・四―ヒドロキシ―二・七、―ナフタレンジスルホナート、テトラヒドロ―五・五―ジメチル―二(H)―ピリミジノン〔P―(トリフルオロメチル)―s―〕〔P―(トリフルオロメチル)スチリル〕シシナミリデン〕ヒドラジン、二・二・三・三―テトラフルオロオキセタン、デューロン、テロドリン、トキサファン、トリアジメホン、トリクロロアセチルクロライド、二・二・二―トリクロロエタン―一―ジオール(別名トリクロロアセトアルデヒド・一水和物又は抱水クロラール)、二・二・六―トリクロロ―六―(二―クロロイソブチル)シクロヘキサノン、トリクロロ酢酸、二・四・六―トリクロロ―一・三・五―トリアジン、二・二・三―トリクロロ―三―フェニル―一―プロパンジオール、二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸、トリクロロブテン、トリクロロメタンスルフェニルクロライド、二―トリクロロメチル―五―(四―ヒドロキシスチリル)―一・三・四―オキサジアゾール、トリフルオロ酢酸ナトリウム、二・三・四―トリフルオロニトロベンゼン、トリフルオロメタンスルホニルフルオリド、トリフルオロメチルニトロベンゼン、トリメチルアセチルクロライド、トリメチルクロロシラン、ナトリウム―一―アミノ―四―プロモアントラキノン―二―スルホナート、ナトリウム―四―二・四―ジクロロ―m―トルオイル)―一・三―ジメチルピラゾール―五―オラート、ニトロフェン、パラコト、五、―〔ビス(二―アセトキシエチル)アミノ〕―二(二―クロロ―四―ニトロフェニルアゾ)アセトアニリド、四―〔P―ビス(二―クロロエチル)アミノフェニル〕酢酸、N・N―ビス(二―クロロエチル)カルバモイルクロリド、ビス(二―クロロエチルスルフィド)(別名マスタードガス)、四、―ビス(クロロメチル)ピフェニル、ビス〔三・四―六―トリク

ロロ―二(ペンチルオキシカルボニル)フェニル〕オキサラート、ピバル酸ヨードメチル、ブチル(トリクロロ)スタナン、二―tert―ブチル―五―クロロ―六―ニトロベンゾオキサゾール、o―tert―ブチルフェニル―四―クロロホルメート、―フルオロ―四(トリクロロメチル)ベンゼン、プロピレンクロロヒドリン、九―プロモアントラセン、―(二―プロモエチル)―四―ニトロベンゼン、四―プロモ―三―オキソブチロアニリド、―プロモ―二―クロロエタン、二―プロモ―二(二―クロロフェニル)酢酸、プロモエチル酢酸、プロモジフルオロメトキシフェニル)―二―メチルプロピル―三―フェノキシベンジル〕エーテル、四―プロモナフタレン―一―アミン、N―(四―プロモ―一―ナフチル)アセトアミド、二―プロモ―二―ニトロプロパン―一・三―ジオール、N―(四―プロモフェニル)ベンゼン―一・二―ジアミン、N―(四―プロモブチル)フタルアミド、一―プロモプロパン、三―プロモプロピオン酸、―プロモ―四―(プロモメチル)ナフタレン、三―プロモプロピオン酸エチル、四―プロモベンゼン―一・二―ジアミン、一―プロモペンター―二―イン、二―プロモメチル―一・三―ジフルオロベンゼンを含むアセトニトリル、(E)―三―〔P―(プロモメチル)フェニル〕アクリル酸、(E)―三―〔P―(プロモメチル)フェニル〕アクリル酸エチル、三―プロモ―二―メチルプロピオン酸、一―プロモ―二―メチルプロペン、四―プロモ―二―メトキシイミノ―三―オキソブチル〕クロリド、ベイシックグリ―ン―四、ヘキサクロロシクロヘキサノヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサプロモシクロドデカン、ヘプタクロロ、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジメチルジメチルアンモニウム、ペルフルオロプロポキシ―一・一・二―トリフルオロエチレン、ベンジル(トリメチル)アンモニウム〕ク

ロリド、四、―(ベンジルオキシ―三、―二―トリ―プロモアセトフェノン、―ベンジル―二(クロロメチル)イミダゾール〕塩酸塩、ベンジエピン、N―〔ag―(ベンジ b)フラン―二―イル〕アクリロイル―N―トリクロロアセトヒドラジド、ペンタクロロナフタレン、ペンタクロロベンゼン、ペンタフルオロヨードエタン、マイレックス、メタンスルホニルクロリド、二―メチル―四―クロロフェノキシ酢酸、メチルトリクロロシラン、二―メチル―三―トリフロロメチルアニリン、メチルフェニルジクロロシラン、メチル―四―(プロモメチル)ピフェニル―二―カルボキシラート、メチル―二―〔四―(プロモメチル)フェニル〕プロパノート、メトラクロール、二―メルカプトベンゾチアゾール、モノフルオロ酢酸アミド、よう化アセチル、よう化アリル、よう化メチル、三―ヨードアゼチジン―一―カルボン酸〕tert―ブチル又は三―ヨードプロピオン酸を○・一重量パーセント以上含む物
 IP C、エクロメゾール、エチクロゼイト、エビプロモヒドリン、MCP、塩化イソブチル、塩化ブチル、塩化プロピオニル、塩化ペンチル、塩化クロルフェナミジン、オキサジアジン、カバノレート、クロルフェナミジン、クロルフルアズロン、クロルメコト、クロロアセトニトリル、クロロアセトフェノン、P―クロロ―o―アニシジン、クロロギ酸アリルエステル、クロロギ酸イソブチルエステル、クロロギ酸イソプロピルエステル、クロロギ酸エチルエステル、クロロギ酸ニ―エチルヘキシルエステル、クロロギ酸ニ―エトキシエチルエステル、クロロギ酸シクロプロピルエステル、クロロギ酸フェニルエステル、クロロギ酸ブチルエステル、クロロギ酸―sec―ブチルエステル、クロロギ酸―tert―ブチルシクロヘキシルエステル、クロロギ酸―二―ブトキシエチルエステル、クロロギ酸プロピルエステル、クロロギ酸ベンジルエステル、クロロギ酸メチルエステル、クロロ酢酸イソプロピル、クロロ酢

酸エチル、クロロ酢酸ナトリウム、クロロ酢酸ビニル、クロロ酢酸メチル、クロロロー・二ジブromoエタン、二クロロピリジン、(E)―〔(四RS)―四―(二クロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二イリデン〕(一H―イミダゾール―イリル)アセトニトリル、クロロプタン、三クロロロー・二プロパノール、三クロロロー・二プロパンジオール、二クロロプロピオン酸イソプロピル、二クロロプロピオン酸エチル、二クロロプロピオン酸メチル、一クロロロー・三プロモプロパン、クロロベンジレート、p―クロロベンゾイルクロライド、クロロベンゾトリフルオライド、ケルセン、ジアリルクロレンデート、CNP、ジクロルジニトロメタン、ジクロルブチン、一・三ジクロロアセトン、二・五ジクロロアニリン、三・五ジクロロアニリン、ジクロロエチルホルマール、ジクワット、ジブromoクロロプロパン、一・二ジブromoロー・三ブタノン、m―ジブromoベンゼン、臭化アセトン、臭化イソプロピル、臭化エチル、臭化キシリル、臭化ジフェニルメチル、臭化フェナシル、臭化ブチル、臭化―sec―ブチル、臭化ベンジル、チオクロルメチル、一・一・二・二テトラクロルニトロエタン、二・三・五・六テトラフルオロー・四―メチルベンジルⅡ(ⅡZ)―(一RS・三RS)―三(二クロロロー・三・三・三トリフルオロー―ブローニル)―二・二ジメチルシクロプロパニカルボキシラート、トリクロルニトロエチレン、トリクロロ酢酸メチル、二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸ブトキシエチルエステル、二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸メトキシエチルエステル、トリニトロクロロベンゼン、トリニトロフルオレノン、トリフルオロ酢酸、トリフルオロメタンスルホン酸、二トリフルオロメチルアニリン、三トリフルオロメチルアニリン、トリホリン、ニトロブromoベンゼン、バレリルクロライド、ハロフギノン、BAB、フェニソブromoレート、N―(四―ブチルベンジル)―四―クロロロー・三エチル―

―メチルピラゾール―五―カルボキサミド、フルオロアニリン、フルオロ酢酸、フルオロトルエン、フルオロベンゼン、フルスルファミド、ブromo酢酸メチル、三ブromoプロピン、ブromoベンゼン、二ブromoベンタン、一ブromoロー・三メチルブタン、ブromoメチルプロパン、ヘキサクロロアセトン、ヘキサクロロシクロペンタジエン、ヘキサクロロフェン、ヘキシチアゾクス、ペルメトリン、ベンゾトリフルオライド、ベンジメート、ペンチルトリクロロシラン、メチルアリルクロライド、メチルブromoアセトン、モノフルオロ酢酸ナトリウム、モノフルオロ酢酸パラブromoアニリド、モノフルオロ酢酸パラブromoベンジルアミド、よう化ブチル、よう化ベンジル、二ヨードブタン、ヨードプロパン、ヨードメチルプロパン又は六ふつ化アセトンを一重量パーセント以上含む物

ハ P C B、P C T又はP B Bを五十ppm以上含む物

ニ イ、ロ又はハに掲げる有機ハロゲン化合物以外の有機ハロゲン化合物(他の号に掲げる物を除く)を含む物

ホ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入されるものであつて次に掲げる物

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(シマジン、チオベンカルブ又はP C Bに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(シマジン、チオベンカルブ又はP C Bに係るものに限る。)に該当する物

ヘ ホに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げる物

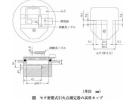
(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準別表第三に掲げる基準(シマジン、チオベンカルブ又はP C Bに係るものに限る。)に適合しない物

別表第七		試験	性状	備考
		一 付表一に掲げる二・四―ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイルを標準物質とする熱分析試験	発熱開始温度から二十一度を減じた温度(以下この項において「補正温度」という)の値の常用対数を横軸とし、発熱量の値の常用対数を縦軸とする平面直交座標系に試験結果を表示した場合において、試験物品の発熱量の値の常用対数を当該試験物品の補正温度の値の常用対数に対して表示した点が、標準物質の二・四―ジニトロトルエンの発熱量の値に〇・七を乗じて得た値の常用対数及び標準物質の過酸化ベンゾイルの発熱量の値に〇・八を乗じて得た値の常用対数をそれぞれ標準物質に係る補正温度の値の常用対数に対して表示した点を結ぶ直線上又はこれより上に	(2) 液状であつて、排水基準別表第一に掲げる基準(シマジン、チオベンカルブ又はP C Bに係るものに限る。)に適合しない物
		二 付表二の第一に掲げるタグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験(タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において引火点が零度以上八十九度以下の温度で測定され、かつ、当該引火点における試験物品の動粘度が十センチストークス以上である場合)であつては付表二の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験	付表二の第一に掲げるタグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において引火点が零度以上八十九度以下の温度で測定され、かつ、当該引火点における試験物品の動粘度が十センチストークス以上である場合)であつては付表二の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験	あること(この場合において、試験物品の補正温度が一度未満であるときは、当該補正温度を一度とみなす)
		三 付表三の第一に掲げる小ガス炎着火試験に及ぶ付表三の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験	付表三の第一に掲げる小ガス炎着火試験に及ぶ付表三の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験	引火点が一気圧において温度六十・五度以下であること
		四 付表四に掲げる自然発火性試験	付表四に掲げる自然発火性試験	試験物品が発火すること又は紙を焦がすこと
		五 付表五に掲げる水との反応性試験	付表五に掲げる水との反応性試験	水との反応により発生するガスが発火し、若しくは着火すること又は発生するガスの量が試験物品一キログラムにつき一時間当たり、かつ、発生するガスが

<p>可燃性の成分を含有すること。</p>	<p>付表六の第一に掲げ試験物品を用いた燃焼の過硫酸アンモニウム試験の燃焼時間が標準燃焼試験（試験物品の燃焼時間と等しい）が固形状の物である又はこれより短いこと（場合に限る。）</p>	<p>付表六の第二に掲げ試験物品を用いた燃焼の硝酸の九十パーセント試験の燃焼時間が標準燃焼試験の燃焼時間と等しいか（試験物品が液状の物又はこれより短いことである場合に限る。）</p>	<p>付表七の第一に掲げる試験物品が固形状の物である場合には半数致死量が二百ミリグラム以下であること。試験物品が液状の物である場合には半数致死量が五百ミリグラム以下であること。</p>	<p>付表七の第二に掲げる試験物品が固形状の物である場合には半数致死量が二百ミリグラム以下であること。付表七の第三に掲げる試験物品が粉粒状又は煙霧状の物である場合に限る。）</p>	<p>付表八に掲げる金属試験片の侵食度が六・二五ミリメートル毎を超えないこと。</p>	<p>備考 1 危険物の運搬に関する国連勧告（千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書ST/SG/AC.1/O.1に改定第七版。以下「国連勧告」という。）に規定する基準によりクラス1（火薬類）及びクラス5・2（有機過酸化物）に該当しないと判定される試験物品は、一の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。 2 国連勧告に規定する基準によりクラス3（引火性液体類）に該当しないと判定される試験物品は、二の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。</p>
<p>3 国連勧告に規定する基準によりクラス4・1（可燃性固体）に該当しないと判定される試験物品は、三の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。</p>	<p>4 国連勧告に規定する基準によりクラス4・2（自然発火性物質）に該当しないと判定される試験物品は、四の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。</p>	<p>5 国連勧告に規定する基準によりクラス4・3（その他の可燃性物質）に該当しないと判定される試験物品は、五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。</p>	<p>6 国連勧告に規定する基準によりクラス5・1（酸化性物質類）に該当しないと判定される固形状の試験物品は、六の項中欄に掲げる試験（付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験に限る。）において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。</p>	<p>7 付表七の第四に掲げる規定量投与試験において被験動物に死亡例が認められない試験物品は、七の項中欄の試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。 8 経済協力開発機構の化学品テストガイドラインに規定する急性毒性試験は、七の項中欄に掲げる試験に代替しうるものとみなす。</p>	<p>9 国連勧告に規定する基準によりクラス8（腐食性物質類）に該当しないと判定される試験物品は、八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。</p>	<p>備考 付表一 二・四―ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイルを標準物質とする熱分析試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験の実施手順により標準物質及び試験物品を加熱した場合における発熱開始温度及び発熱量を測定するものとする。 一 装置 装置は、標準物質として酸化アルミニウム（α）を用いた示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置とする。 二 試験の実施手順 イ 二・四―ジニトロトルエンに係る実施手順</p>
<p>(1) 二・四―ジニトロトルエン及び基準物質それぞれ一ミリグラムをそれぞれ破裂圧力が四・九メガパスカル以上のステンレス鋼製の耐圧性のセルに密封したものを装置に装てんし、二・四―ジニトロトルエン及び基準物質の温度が六十秒間に十度の割合で上昇するように加熱する。</p>	<p>(2) 発熱開始温度及び発熱量を測定する。 過酸化ベンゾイルに係る実施手順 イ(1)及び(2)と同様の手順により実施する。ただし、過酸化ベンゾイル及び基準物質の量はそれぞれ二ミリグラムとする。</p>	<p>ハ 試験物品に係る実施手順 イ(1)及び(2)と同様の手順により実施する。ただし、試験物品及び基準物質の量はそれぞれ二ミリグラムとする。</p>	<p>付表二 第一 タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験 タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。</p>	<p>一 装置 装置は日本産業規格K226五（一九九六）「原油及び石油製品引火点試験方法」四・二・二に規定するタグ密閉式引火点試験器とする。 二 試験場所 試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。 イ 試験物品五立方センチメートルを試料カップに入れ、ふたをする。</p>	<p>ロ 試験炎を点火し、火炎の大きさを直径四ミリメートルとなるように調整する。 ハ 試験物品の温度が六十秒間に一度の割合で上昇するように液浴の加熱を調節し、試験物品の温度が設定温度（試験物品が引火するか否かを確認する温度。以下同じ）の五度下の温度に達したならば、開閉器を動作して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う。この場合においては、試験炎を急激に上下させてはならない。</p>	<p>ニ ハで引火しなかった場合には、試験物品の温度が〇・五度上昇することに開閉器を動作して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う操作を引火するまで繰り返す。 ホ ニで引火した温度が六十度未満であり、かつ、設定温度との差が二度を超えない場合には、これを引火点とする。 ヘ ハで引火した場合及びニで引火した温度と設定温度との差が二度を超えた場合には、イからニまでと同様の手順により繰り返す、実施する。 ト ニ及びヘで引火した温度が六十度未満でない場合にあっては、チからヲまでの手順により実施する。 チ イ及びロと同様の手順により実施する。 リ 試験物品の温度が六十秒間に三度の割合で上昇するように液浴の加熱を調節し、試験物品の温度が設定温度の五度下の温度に達したならば、開閉器を動作して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。 ヌ リで引火しなかった場合には、試験物品の温度が一度上昇することに開閉器を動作して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う操作を引火するまで繰り返す。 ル ヌで引火した温度と設定温度との差が二度を超えない場合には、ヌで引火した温度を引火点とする。 ヲ リで引火した場合及びヌで引火した温度と設定温度との差が二度を超えた場合には、チ、リ及びヌと同様の手順により繰り返す、実施する。</p>
<p>器を動作して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う操作を引火するまで繰り返す。</p>	<p>ホ ニで引火した温度が六十度未満であり、かつ、設定温度との差が二度を超えない場合には、これを引火点とする。</p>	<p>ヘ ハで引火した場合及びニで引火した温度と設定温度との差が二度を超えた場合には、イからニまでと同様の手順により繰り返す、実施する。</p>	<p>ト ニ及びヘで引火した温度が六十度未満でない場合にあっては、チからヲまでの手順により実施する。</p>	<p>チ イ及びロと同様の手順により実施する。</p>	<p>リ 試験物品の温度が六十秒間に三度の割合で上昇するように液浴の加熱を調節し、試験物品の温度が設定温度の五度下の温度に達したならば、開閉器を動作して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを一秒間で行う操作を引火するまで繰り返す。</p>	<p>第二 セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験 セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所において、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。 一 装置 装置は、セタ密閉式引火点試験器とする。 二 試験場所 試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。</p>

三 試験の実施手順

イ 図に示す試料カップを設定温度まで加熱又は冷却し、試験物品（設定温度が常温より低い温度の場合には、設定温度まで冷却したもの）二ミリリットルを試料カップに入れ、直ちにふた及び開閉器を閉じる。



ロ 試料カップの温度を一分間設定温度に保持する。

ハ 試験炎を点火し、直径四ミリメートルとなるように調整する。

ニ 一分経過後、開閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを二・五秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。

ホ ニで引火した場合には引火しなくなるまで設定温度を下げ、引火しなかった場合には引火するまで設定温度を上げ、イからニまでの操作を繰り返して、引火点を測定する。

付表三

第一 小ガス炎着火試験

小ガス炎着火試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で、試験物品に火炎を接触させてから着火するまでの時間を測定し、燃焼の状況を観察するものとする。

一 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

二 試験の実施手順

イ 厚さが十ミリメートル以上の無機質の断熱板の上に試験物品（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）三立方センチメートルを置く。この場合において、試験物品が粉状又は粒状のものにあつては、無機質の断熱板の上に半球状に置くものとする。

ロ 液化石油ガスの火炎（先端が棒状の着火器具の拡散炎とし、火炎の長さが当該着火器具の口を上に向けた状態で七十ミ

リメートルとなるように調節したもの）を試験物品に十秒間接触（火炎と試験物品の接触面積は二平方センチメートルとし、接触角度は三十度とする。）させる。

ハ 火炎を試験物品に接触させてから試験物品が着火するまでの時間を測定し、試験物品が燃焼（炎を上げずに燃焼する状態を含む。）を継続するか否かを観察する。この場合において、火炎を試験物品に接触させている間に試験物品の全てが燃焼した場合、火炎を離れた後十秒経過するまでの間に試験物品の全てが燃焼した場合又は火炎を離れた後十秒以上継続して試験物品が燃焼した場合には、燃焼を継続したものとする。

第二 セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験

セタ密閉式引火点測定器による引火点測定試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験場所において、三に規定する試験の実施手順により試験物品の引火点を測定するものとする。

一 装置

装置は、セタ密閉式引火点測定器とする。

二 試験場所

試験場所は、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

イ 付表二の第二の図に示す試料カップを設定温度まで加熱又は冷却し、試験物品（設定温度が常温より低い温度の場合には、設定温度まで冷却したもの）二グラムを試料カップに入れ、直ちにふた及び開閉器を閉じる。

ロ 試料カップの温度を五分間設定温度に保持する。

ハ 試験炎を点火し、直径四ミリメートルになるように調整する。

ニ 五分経過後、開閉器を作動して試験炎を試料カップにのぞかせ元に戻すことを二・五秒間で行う。この場合において、試験炎を急激に上下させてはならない。

ホ ニで引火した場合には引火しなくなるまで設定温度を下げ、引火しなかった場合には引火するまで設定温度を上げ、イからニまでの操作を繰り返して、引火点を測定する。

付表四

自然発火性試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で試験物品が空気と接触して発火するか否か又はろ紙を焦がすか否かを観察するものとする。

一 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

二 試験の実施手順

イ 固形状の試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品二立方センチメートルを無機質の断熱板（温度零度における熱伝導率が〇・ワット毎メートル毎度以下のもの。）上に一メートルの高さから落下させ、落下中又は落下後五分以内に自然発火するか否かを観察する。この場合において、目開きが〇・三ミリメートルの網ふるいを通過しない試験物品については、粉碎して当該ふるいを通過するものを用いるものとする。

(2) (1) において自然発火が認められない場合は、新たな試験物品を用いて(1)の操作を計六回繰り返す。

ロ 液体の試験物品に係る実施手順
(1) 直径七十ミリメートルの磁器（日本産業規格R一三〇五（一九八〇）「化学分析用磁器カセロール」に規定するカップとする。）に珪けい藻又はシリカゲルを高さ五ミリメートルまで充てんする。

(2) 試験物品五立方センチメートルを直径七十ミリメートルの磁器の底の上二十ミリメートルの高さから全量を三十分間均一な速度で注射器を用いて滴下し、最初の滴下から五分以内に自然発火するか否かを観察する。

(3) (2) において自然発火が認められない場合は、新たな試験物品を用いて(2)の操作を計六回繰り返す。六回とも自然発火が認められない場合は、引き続き(4)以下の試験を行う。

(4) 試験物品〇・五立方センチメートルを、直径七十ミリメートルの磁器の上に直径九十ミリメートルのろ紙（日本

産業規格P三八〇一（一九七八）「ろ紙（化学分析用）」に規定する定量分析用のろ紙で、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。）を置き、ろ紙の上二十ミリメートルの高さから全量を三十分間均一な速度で注射器を用いて滴下し、五分以内に自然発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察する。

付表五

水との反応性試験は、一に規定する試験場所において、二に規定する試験の実施手順で、試験物品が純水と反応して発生するガスが着火するか否か、若しくは発生するガスに火炎を近づけた場合に着火するか否かを観察し、又は試験物品に純水を加え、発生するガスの量を測定するとともに発生するガスの成分を分析するものとする。

一 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

二 試験の実施手順

イ 温度二十度の純水を蒸発皿又はビーカーに入れ、直径二ミリメートルの量の試験物品（液状の試験物品にあつては、五立方ミリメートル）を純水中に投入し、ガスの発生の有無及び発生するガスが自然発火するか否かを観察する。発生するガスが自然発火した場合には、ロからトまでの操作を省略する。

ロ 円筒（内径三センチメートル、高さ二センチメートルのもの）を用いて、直径十センチメートルの蒸発皿の中に試験物品の円柱型のたい積物を作り、たい積物の上面にくぼみをつけ、温度二十度の純水数滴を滴下し、ガスの発生の有無及び発生するガスが自然発火するか否かを観察する。発生するガスが自然発火した場合には、ハからトまでの操作を省略する。

ハ 容量五立方センチメートルのビーカーの底にろ紙が沈下しないようにするための台を置き、当該台の上に直径七十ミリメートルのろ紙を載せ、ろ紙が水面に浮いた状態になるように温度二十度の純水を入れた後、試験物品五立方ミリメ

トトルをろ紙の中央に置き（液状の試験物品にあっては、ろ紙の中央に注ぎ）、発生するガスが自然発火するか否かを観察する。

二 ハで発生するガスが自然発火しない場合には、当該ガスに火炎を近づけて着火するか否かを観察する。

ホ ハで発生するガスが自然発火しない場合若しくはガスの発生が認められない場合又は二で発生するガスが着火しない場合には、試験物品二グラムを容量百立方センチメートルの丸底のフラスコに入れ、これを温度四十度以下に保った水槽に浸漬させ、温度四十度の純水五十立方センチメートルを速やかに加える。直径十二ミリメートルの球形のかくはん子及び磁器かくはん機を用いてフラスコ内をかくはんしながら、一時間当たりのガスの発生量を判定する。

ヘ 試験物品一キログラムにつき一時間当たりのガスの発生量が最大となるものを当該物品のガスの発生量とする。

ト 発生するガスに可燃性の成分が含まれているか否かを分析する。

付表六

第一 過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験

過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する木粉との混合物及び試験物品と二に規定する木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 木粉

イ 木粉の材質は日本杉の辺材とする。
ロ 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。
四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ（一）並びに第二の一（一）及びロ（一）において同じ。）とを重量比一対一で合計が三十グラムになるように採り、均一に混合する。

(2) 厚さが十ミリメートル以上の無機質の断熱板（温度零度における熱伝導率が〇・一ワット毎メートル毎度以下のものとする。以下同じ。）の上に、（一）の混合物を高さ底面の直径との比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

(3) 点火源（円輪状にした直径が二ミリメートルのニクロム線が温度千度に加熱されているもの。以下同じ。）を上方から（二）の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火するまで接触させる。この場合において、点火源の当該基部への接触時間は十秒までとする。

(4) 燃焼時間（混合物に点火した場合において、（二）の円錐形のたい積の基部の全周が着火してから発炎しなくなるまでの時間をいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。以下同じ。）を測定する。

ロ 試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品（目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分であって、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉とを重量比一対一及び四対一でそれぞれ合計が三十グラムになるように採り、均一に混合する。この場合において、目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分を有しない試験物品に

あつては、粉碎して当該網ふるいを通過するものを用いるものとする。

(2) 重量比一対一及び四対一の混合物についてそれぞれイ（二）、（三）及び（四）と同様の手順により実施する。

(3) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間、（二）で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

第二 硝酸の九十パーセント水溶液を標準物質とする燃焼試験

硝酸の九十パーセント水溶液を標準物質とする燃焼試験は、第一の三に規定する試験場所において、一に規定する試験の実施手順で、硝酸の九十パーセント水溶液と木粉との混合物及び試験物品と木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

イ 試験の実施手順

一 硝酸の九十パーセント水溶液に係る実施手順

(1) 外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿（日本産業規格R一三〇二（一九八〇）「化学分析用磁器蒸発皿」に規定するもの）の上に木粉十五グラムを高さ底面の直径との比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

(2) （一）の円錐形のたい積に硝酸の九十パーセント水溶液十五グラムを注射器で上部から均一に注ぐことにより、木粉と混合する。

(3) 点火源を上方から（二）の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火するまで接触させる。この場合において、点火源の当該基部への接触時間は十秒までとする。

ロ 試験物品に係る実施手順

(1) 外径二十ミリメートル及び外径八十二ミリメートルのそれぞれの平底蒸発皿の上に、それぞれ木粉十五グラム及び六グラムを高さ底面の直径との比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これをそれぞれ一時間放置する。

(1) の木粉十五グラム及び六グラムの円錐形のたい積に、それぞれ試験物品十五グラム及び二十四グラムを注射器で上部から均一に注ぐことにより、木粉と混合する。

(2) のそれぞれの混合物について、イ（三）及び（四）の手順により実施する。

(4) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、（三）で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

付表七

第一 経口毒性試験

経口毒性試験は、一に規定する被験動物を用い、二に規定する試験の実施手順で、経口投与による半数致死量を測定するものとする。

一 被験動物

被験動物は、一般に用いられる系の六週齢前後のラットとし、用量群ごとにラット十四（雌雄各五匹）とする。なお、ラットは健康なものを並び、順化のため少なくとも五日間試験用ゲージで飼育すること。なお、ラットの体重差は平均体重の二十パーセントを超えないこと。

二 試験の実施手順

イ 試験物品の調整を行う。試験物品が固形状の場合は、水に溶解するか、又は微粒子として適当に懸濁する。懸濁化剤等を使用する場合は、投与する対照群を置くこと。また、試験物品が高粘性の液状のものであつて投与が困難な場合も同様とする。

ロ 胃管を付けた注射筒を用いて試験物品を強制経口投与する。なお、用量段階は三段階以上とし、試験群に毒性及び死亡例が現れるように適当な用量を設定すること。

ハ 投与後十四日間被験動物を観察し、その生死を確認する。

ニ 二十四日以内の死亡数を基に統計的手法を用いて半数致死量を算出する。

第二 経皮毒性試験

経皮毒性試験は、一に規定する被験動物を用い、二に規定する試験の実施手順で、経皮投与による半数致死量を測定するものとする。

一 被験動物
 被験動物は、一般に用いられる系の六週齢前後のラットとし、用量群ごとにラット十四（雌雄各五匹）とする。なお、ラットは健康なものを選び、順化のため少なくとも五日間試験用ゲージで飼育すること。なお、ラットの体重差は平均体重の±二十パーセントを超えないこと。

二 試験の実施手順
 イ 試験物品の調整を行う。試験物品が固形状の場合は、適当に粉碎し、皮膚との接触を良くするため水又は適当な溶剤等で湿潤させる。なお、溶剤等を用いる場合は、溶剤等のみを投与する対照群を置くこと。
 ロ 投与の約二十四時間前に、被験動物の軀幹背部の被毛を刈毛又は剪毛により皮膚を傷つけないよう注意して取り除く。取り除く面積は総体表面積の十パーセント以上とすること。
 ハ 被毛を取り除いた部位に試験物品を均一に接触させ、その状態を二十四時間保持する。なお、用量段階は三段階以上とし、試験群に毒性及び死亡例が現れるよう適当な用量を設定すること。この場合、接触部位を多孔性のガーゼで覆い、さらに非刺激テープを用いて固定する等適当な方法で試験物品を接種できないようにすること。

ニ 投与後十四日間被験動物を観察し、その生死を確認する。
 ホ 十四日以内の死亡数を基に統計的手法を用いて半数致死量を算出する。

第三 吸入毒性試験
 吸入毒性試験は、一に規定する被験動物及び二に規定する装置を用い、三に規定する試験の実施手順で、吸入による半数致死量を測定するものとする。

一 被験動物
 被験動物は、一般に用いられる系の六週齢前後のラットとし、用量群ごとにラット十四（雌雄各五匹）とする。なお、ラットは健康なものをを選び、順化のため少なくとも五日間試験用ゲージで飼育すること。なお、ラットの体重差は平均体重の±二十パーセントを超えないこと。

二 装置
 装置は、試験物品を所定濃度に調整し供給する装置、被験動物を置く吸入室、濃度を連続的に測定する装置等から構成される吸入試験装置とする。

三 試験の実施手順
 イ 試験物品の気中濃度が設定濃度に維持されるように調整された吸入室内に被験動物を一時間暴露する。なお、設定濃度段階は三段階以上とし、試験群に毒性及び死亡例が現れるように適当な気中濃度を設定すること。
 ロ 投与後、被験動物を飼育ケージに移し、十四日間観察し、その生死を確認する。
 ハ 十四日以内の死亡数を基に統計的手法を用いて半数致死量を算出する。

第四 規定量投与試験
 規定量投与試験は、一に規定する被験動物を用い、二に規定する試験の実施手順で、被験動物の死亡の有無を観察するものとする。

一 被験動物
 被験動物は、一般に用いられる系の六週齢前後のラット及びマウスの雌雄各三匹、合計十二匹とする。

二 試験の実施手順
 イ 試験物品が固形状又は液状の場合には、胃管を付けた注射筒を用いて、試験物品を被験動物に強制経口投与する。この場合、試験物品が固形状の場合は、水に溶解するか、又は微粒子として適当に懸濁して使用すること。懸濁化剤等を使用する場合は、投与する対照群を置くこと。また、試験物品が高粘性の液状のものであって投与が困難な場合も同様とする。なお、試験物品の投与用量は、被験動物の体重一キログラム当たり二キログラムとする。試験物品が粉じん又は煙霧の場合には、設定濃度に維持した吸入室内で、被験動物を一時間全身暴露吸入させる。なお、試験物品の吸入室内の暴露濃度は、十ミリグラム毎リットルとする。
 ロ 投与後から十四日間、被験動物を観察し、死亡例の有無を確認する。

1 半数致死量は被験動物が五十パーセントの確率で致死する量を被験動物の体重一キログラム当たりのミリグラムで表した値をいう。
 2 飽和蒸気濃度は温度二十度及び一気圧の空気中における試験物品の飽和状態での濃度を一方メートル当たりのミリリットルで表した値をいう。

付表八
 金属腐食性試験は、一に規定する装置及び器具を用い、二に規定する試験の実施手順により鋼製の試験片を液状の試験物品に浸漬させ、浸漬後の質量減少量を測定するものとする。

一 装置及び器具
 イ 浸漬用容器
 十分な冷却面積を有するガラス製の立型逆流コンデンサをテーパすり合わせで結合したガラス製の三角フラスコで容量約千立方センチメートルのもの（以下「浸漬用容器」という。）
 ロ 加熱装置
 試験物品の試験中温度を五十五度に保持できる恒温槽等（以下「加熱装置」という。）
 ハ 化学はかり
 一ミリグラムまで量れる化学はかり
 ニ 研磨紙
 日本産業規格R六二五二（一九九四）「研磨紙」に規定する研磨紙で六〇〇番のもの

二 試験の実施手順
 イ 日本産業規格G三二〇一（一九九五）「一般構造用圧延鋼材」に規定するものであって長さ十センチメートル、幅一センチメートル及び厚さ一センチメートルの試験片を研磨紙を用いて研磨し、水洗後エタノール等の適当な溶剤で脱脂する。
 ロ 化学はかりを用いて試験片の質量を正確に測定する。
 ハ 液状の試験物品を浸漬用容器に入れ、適当なホルダーを用いて、試験片をその長さの二分の一が試験物品中に浸漬されるように設定する。
 ニ 加熱装置を用いて、試験物品の温度が五十五度となるよう加熱し、この状態を百二十時間保持する。
 ホ 浸漬終了後、試験片を取り出し、水洗、脱脂後、化学はかりを用いて試験片の質量を正確に測定する。
 ヘ 試験物品の浸食度を以下の式により算出する。

X II $(W \times 10 \times 365) / (d \times S \times T)$
 「X」 試験片の浸食度をミリメートル毎年として表した数値
 「W」 試験片の質量減少量をグラムで表した数値
 「d」 試験片の材料の密度をグラム毎立方センチメートルで表した数値
 「S」 試験片の浸漬面積を平方センチメートルで表した数値
 「T」 試験片の浸漬日数を表した数値
 備考 試験片の浸漬部分及び非浸漬部分（蒸気に接触した部分）の状態をできるだけ詳細に観察し、記録しておくこと。

備考

様式第一 (第8条関係)

様式第一 (第8条関係)

輸入移動書類(品名)交付申請書

年 月 日

関 税 大 区 画

届出者
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名
 住所又は所在地
 連絡責任者氏名
 電話番号
 F.A.N.番号
 e-mail

輸入特定有価証券等の処分名、当該輸入特定有価証券等に係る輸入移動書類に記載された内容に
 基づき行われるため、特種有価証券等の輸入品等が関税に課税される旨の通知(以下「通知」と呼ぶ)を
 輸入移動書類を添付して、次のとおり届出いたします。

輸入移動書類の交付を受けた番号及び日付	交付番号 : 交付年月日 : 年 月 日
輸入特定有価証券等の引渡し完成の日付	年 月 日
輸入品検査等一過検査の日付	年 月 日
輸入特定有価証券等の引渡し完成の日付	年 月 日
輸入品検査等一過検査の日付	年 月 日

備考 1 特種有価証券等の輸入品等の届出に関する届出申請書の提出(本通知)は輸入品等届出通知の
 通知の内容及び届出の届出年月日、日本国領事館A4とすることを。
 2 通知の内容及び届出の届出年月日、日本国領事館A4とすることを。

様式第二 (第9条、第11条関係)

様式第二 (第9条、第11条関係)

輸入移動書類
 特 種 有 価 証 等 品 名 交 付 申 請 書

年 月 日

関 税 大 区 画

届出者
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名
 住所又は所在地
 連絡責任者氏名
 電話番号
 F.A.N.番号
 e-mail

輸入特定有価証券等の処分名、当該輸入特定有価証券等に係る輸入移動書類に記載された内容に
 基づき行われるため、特種有価証券等の輸入品等が関税に課税される旨の通知(以下「通知」と呼ぶ)を
 輸入移動書類を添付して、次のとおり届出いたします。

の届出を行わないことになった
 の処分を行わないことになった
 の処分を行わないことになった
 の処分を行わないことになった

理由

輸入移動書類の交付を受けた番号及び 日付又は特種有価証券を作成した日付	交付番号 : 交付年月日及び特種有価証券作成日 : 年 月 日
輸入特定有価証券等 の届出を行わないことになった 理由	
輸入特定有価証券等に関する今後の 届出	

備考 1 特種有価証券等の輸入品等の届出に関する届出申請書の提出(本通知)は輸入品等届出通知の
 通知の内容及び届出の届出年月日、日本国領事館A4とすることを。